

平成26年12月

犯罪による収益の移転の 危険性の程度に関する評価書

F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議
国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関する
リスク評価に関する分科会

凡 例

1 法律の略称

法律の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法律名]
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
風適法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
金融機関等本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律
入管法	出入国管理及び難民認定法
外為法	外国為替及び外国貿易法
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
資金決済法	資金決済に関する法律

2 条約等の略称

条約等の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[条約等]
麻薬新条約	麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約
テロ資金供与防止条約	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約
G 8 行動計画原則	法人及び法的取極めの悪用を防止するための G 8 行動計画原則
行動計画	法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画

【国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会を構成した省庁】

警察庁
金融庁
総務省
法務省
財務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
内閣官房（オブザーバー）
外務省（オブザーバー）

犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書 目次

第1部	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の現状	1
第1	リスク評価の実施	1
1	背景	1
2	体制	1
3	目的	1
第2	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の脅威	2
1	我が国の環境	2
(1)	地理的環境	2
(2)	経済的環境	2
(3)	犯罪情勢	3
2	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の我が国における脅威	3
(1)	マネー・ローンダリング	3
ア	主体	3
イ	手口	5
(ア)	前提犯罪	5
(イ)	マネー・ローンダリングに悪用された取引等	6
(2)	テロ資金供与	7
第3	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への取組	7
1	犯罪収益移転防止法の概要	7
(1)	法律の目的	8
(2)	犯罪による収益	8
(3)	特定事業者	8
(4)	国家公安委員会の責務とFIU	9
(5)	特定事業者による措置	9
(6)	疑わしい取引に関する情報の提供	12
(7)	監督上の措置	12
(8)	預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則	12
2	麻薬特例法の概要	12
(1)	マネー・ローンダリングの処罰	13
(2)	没収・追徴及び保全措置	13
3	組織的犯罪処罰法の概要	13
(1)	マネー・ローンダリングの処罰	13
(2)	没収・追徴及び保全措置	13
4	テロ資金提供処罰法の概要	14
5	マネー・ローンダリング関連事犯の取締り等	14
(1)	犯罪収益移転防止法違反の検挙状況	14
(2)	組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況	14
(3)	麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況	15
(4)	犯罪収益の剥奪	15
ア	起訴前の犯罪による収益の没収保全状況	15
(ア)	組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全状況	15
(イ)	麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況	16
イ	没収・追徴規定の適用状況	17
(ア)	組織的犯罪処罰法に基づく没収・追徴規定の適用状況	17

(1) 麻薬特例法に基づく没収・追徴規定の適用状況	17
(5) 特定事業者に対する是正命令等の実施状況	18
ア 国家公安委員会・警察庁による報告徴収・意見陳述等	18
イ 意見陳述に基づく所管行政庁による是正命令	18
6 疑わしい取引の届出	18
(1) 制度の概要	18
ア 趣旨	18
イ 疑わしい取引の届出の流れ	19
ウ 届出が必要な場合	19
エ 疑わしい取引の参考事例	20
(2) 届出状況	20
ア 届出受理件数の推移	20
イ 業態別の届出受理件数の推移	21
(3) JAFICにおける分析	22
(4) 捜査機関等における活用状況	23
ア 都道府県警察における活用状況	23
(ア) 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙に至った事件数の推移	23
(イ) 疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数の推移	24
(ウ) 疑わしい取引に関する情報を端緒として没収・追徴に至った事件数の推移	25
(エ) 捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数の推移	25
イ 検察庁における活用状況	25
ウ 麻薬取締部における活用状況	26
エ 海上保安庁における活用状況	26
オ 税関における活用状況	26
カ 証券取引等監視委員会における活用状況	26
7 国際的な連携の推進	26
(1) 外国FIUとの情報交換	26
ア 情報交換枠組みの設定状況	26
イ 情報交換の状況	27
ウ 協議等の状況	27
(2) 刑事司法における国際協力	27
ア 逃亡犯罪人の引渡し	27
イ 捜査共助	28
ウ 刑事司法共助	28
エ 国際刑事警察機構（ICPO）を通じた捜査協力	29
オ 受刑者移送制度	29
第2部 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク評価	30
第1 リスク評価の手法	30
1 リスク評価の実施主体	30
2 リスク評価の進め方	30
3 リスクの分析手法	30
(1) リスクを高める要因の分析	30
(2) リスクを低下させる要因の分析	31
4 部外有識者からの意見聴取	31

5	テロ資金供与に係るリスク評価の位置付け	31
第2	リスク評価	31
1	取引形態に着目したリスク評価	31
(1)	非対面取引	31
(2)	現金取引	33
(3)	外国との取引	35
2	顧客の属性に着目したリスク評価	37
(1)	反社会的勢力(暴力団等)	37
(2)	非居住者	39
(3)	外国の重要な公的地位を有する者	39
(4)	実質的支配者が不透明な法人	40
(5)	写真付きでない身分証明書を用いる顧客	42
3	国・地域に着目したリスク評価	43
4	商品・サービスの属性に着目したリスク評価	44
(1)	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス	44
ア	預金取扱金融機関の概要	44
イ	疑わしい取引の届出	44
ウ	預貯金口座	45
エ	預金取引	47
オ	内国為替	48
カ	貸金庫	49
キ	手形・小切手	50
ク	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの評価	51
(2)	資金移動サービス	52
(3)	外貨両替	55
(4)	保険	58
(5)	投資	59
(6)	不動産	62
(7)	宝石・貴金属	64
(8)	郵便物受取サービス	65
(9)	法律・会計専門家	67
(10)	信託	69
5	新たな技術を利用した取引に関するリスク評価	70
(1)	電子マネー	70
(2)	ビットコイン等	72
第3	リスクを低下させる要因	72
1	趣旨	72
2	リスクを低下させる要因	72
3	規則第4条に定める取引の評価	73

第1部 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の現状

第1 リスク評価の実施

1 背景

IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）は、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」において、各国が自国におけるマネー・ローンダリング等のリスクを特定し、及び評価することを要請している。

また、25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいて、法人等の所有・支配構造の不透明な実態によって、法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が自国のマネー・ローンダリング等対策を取り巻くリスクを評価し、そのリスクに見合った措置を講じること等が盛り込まれたG8行動計画原則が合意された。

我が国は、同月、G8行動計画原則を踏まえ、警察庁を中心として金融庁等の関係省庁からなる作業チームを設けて、26年（2014年）末までにマネー・ローンダリング等対策に係る国によるリスク評価を行うこと等を盛り込んだ行動計画を定め、これを公表した^{*1}。

2 体制

前記の行動計画を受けて、国によるリスク評価を行うに当たり、平成25年7月に「FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の下に、我が国においてFIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）の業務を担う警察庁の刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（現同部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長）を議長として、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣官房及び外務省の職員で構成する「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、マネー・ローンダリング等対策に関わる省庁が連携して検討・協議を行った。

3 目的

国が実施するリスク評価は、事業者が取り扱う各種取引や商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを国として特定し、及び評価するものである。

新「40の勧告」では、各種取引等がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの程度に応じて対策を講じることによって、当該リスクの低減を図るといふ、リスクベース・アプローチの考え方が明示的に取り入れられたところであり、国が実施するリスク評価は、これをより適切に実施していくための前提となるものである。

国においては、リスク評価の結果を受けて、リスクベース・アプローチの考えに基づき、今後、関係省庁が、リスクに応じて、戦略的かつ効果的な対策を講じていくこととなる。

また、事業者においても、リスクベース・アプローチの考えに基づき、限られた人的・経済的資源をより効率的に活用するため、国によるリスク評価の結果を

*1 法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画（平成25年6月）。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000060.html 参照。

踏まえ、自らリスク評価を行い、法令に定められた義務に加えて、取引形態や顧客、商品・サービス等のリスクに応じて、自主的な措置を講じることは、マネー・ローンダリング等の防止にとって有益であると考えます。

第2 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の脅威

1 我が国の環境

(1) 地理的環境

我が国は、太平洋と日本海に囲まれた東アジアに位置する島国で、他国との間の人の往来や物流のすべては港（空・海）を経由している。海外との通商に携わる港の数は、空港30、海港120である。

国土は約37万8,000km²で、本州の中央に位置する首都・東京及びその周辺部が、我が国で最大の経済圏を形成している。平成26年3月1日現在、人口は約1億2,712万人で、前年同月に比べて、約22万人（0.17%）減少している。

(2) 経済的環境

我が国は世界経済の中で重要な地位を占めており、GDPは478.4兆円（平成25暦年・名目）と世界第3位の規模で、1人当たりの名目GDPは370.7万円（24年度）となっている。24暦年の経済活動別（産業別）のGDP構成比（名目）は、サービス業19.9%、製造業18.2%、卸売・小売業14.5%、金融・保険業12.1%であり、相対的にサービス業及び製造業の割合が高い。

25年度の輸入総額は84兆6,129億円、輸出総額は約70兆8,574億円となっている。25年度における貿易相手国は、中国、米国、韓国が上位を占める。貿易品目では、輸入は原粗油、液化天然ガス、衣類・同付属品、輸出は自動車、鉄鋼、半導体等電子部品が上位品目となっている。

我が国は高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。例えば、25年中に東京証券取引所で行われた上場株式（市場第一部及び市場第二部）の売買金額は、約643兆7,700億円となっている。

金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。25年3月末の銀行の国内店舗数は3万7,529店舗^{*1}で、日本各地から金融システムへのアクセスを容易にしているほか、近年は店舗に赴く必要がないインターネットを通じた取引（インターネットバンキング）も行われている。

また、携帯電話やスマートフォン等を利用した決済（モバイルペイメント）も、今後ますます、充実していくことが予想される。

さらに、我が国は、観光立国の実現に向けて各種取組を推進しており、その結果、25年には、史上初めて訪日外国人旅行者数が1,000万人を超えた。今後より一層、人々の往来が活発化するとともに、訪日外国人の利便性向上の観点から、海外で発行されたクレジットカードを使って日本円を現金で引き出せる現金自動預払機（以下「ATM」という。）の設置を促進する動きも見られるなど、我が国の金融インフラ等の面においても、利便性や効率性が一段と向上していくことが期待されている。

上述のような環境は、ヒト・モノ・カネが容易に国境を越え、世界的規模で

*1 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」及びゆうちょ銀行のディスクロージャー誌を参照。全国銀行財務諸表分析では、店舗数1万3,314店舗（内訳は、都市銀行6行（みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな）地方銀行64行、第二地方銀行41行、信託銀行4行（三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、野村信託）新生銀行、あおぞら銀行の117行の本支店及び出張所の合計）ゆうちょ銀行のディスクロージャー誌では、店舗数2万4,215店舗（本支店、出張所、郵便局、簡易郵便局）となっており、これらの合計店舗数。

往来・流通することを可能とする。

一方で、このような環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等に係る様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から、自己の目的を達成するのに最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を敢行しようとする。

犯罪収益やテロ資金が、高度に発展した我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的な資金の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益やテロ資金を特定し、追跡することは非常に困難となる。

(3) 犯罪情勢

平成25年版犯罪白書では、我が国の犯罪動向と諸外国の犯罪動向との比較分析として、主要な犯罪及びそのうちの殺人並びに窃盗の発生率（人口10万人当たりの認知件数）について、我が国とフランス、ドイツ、英国（イングランド及びウェールズに限る。）及び米国の4か国とを対比している。これによると、19年（2007年）から23年（2011年）にかけてのそれぞれの発生率は、いずれも、我が国が最も低くなっている。もとより各国において犯罪とされる事象の範囲や犯罪の構成要件が異なるほか、統計の取り方も同一でないことから、即断することは適当ではないが、これは、我が国の治安の良さを示す指標の一つであるといえる。

また、24年8月に内閣府が実施した「治安に関する特別世論調査」では、「日本は安全・安心な国か」という質問に対して、59.7%が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答している。

図表1-1【各国における主要な犯罪等の発生率の推移】

		平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
主要な犯罪	日本	1,491	1,420	1,330	1,239	1,159
	フランス	5,833	5,751	5,639	5,491	5,447
	ドイツ	7,635	7,436	7,383	7,253	7,328
	英国	9,157	8,636	7,915	7,514	7,091
	米国	3,748	3,673	3,473	3,350	3,295
殺人	日本	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8
	フランス	3.0	3.1	2.6	2.8	3.1
	ドイツ	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
	英国	2.6	2.3	2.2	2.1	1.8
	米国	5.7	5.4	5.0	4.8	4.7
窃盗	日本	1,117	1,072	1,015	948	887
	フランス	2,906	2,746	2,728	2,680	2,669
	ドイツ	3,112	2,972	2,859	2,814	2,940
	英国	4,345	4,118	3,765	3,696	3,591
	米国	3,276	3,215	3,041	2,946	2,909

注1：平成25年版犯罪白書による。

2：発生率とは、人口10万人当たりの認知件数をいう。

2 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の我が国における脅威

(1) マネー・ローンダリング

ア 主体

マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為をいう。財産を不正に取得する犯罪者であれば、マネー・ロー

ンダリングを敢行するおそれがあり、その主体は、国籍、罪種、組織性の有無等の属性を問わず様々な者が存在する。

我が国においては、とりわけ暴力団によるマネー・ローンダリングが、大きな脅威として存在している。平成25年中に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは85件で、全体の30.1%を占めている（図表1-2参照）。

暴力団は、経済的利得を獲得するために職業的に反復して犯罪を敢行しており、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もわかかわれ、米国は、23年(2011年)7月、「国際組織犯罪対策戦略」を公表し、その中で、暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定し、暴力団に係る資産であって、米国内にあるもの又は米国人が所有・管理するものを凍結し、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

25年中に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、来日外国人によるものは21件で、全体の7.4%を占めている（図表1-2参照）。

来日外国人によるマネー・ローンダリングは、日本国内で得た犯罪収益を外国に為替送金していたもの、現金を母国に密輸していたもの等、法制度や取引システムの異なる他国への資金移動が多く認められる。

図表1-2【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	平成23年	平成24年	平成25年
マネー・ローンダリング事犯検挙事件		251	249	282
暴力団構成員等による事件		84	59	85
比率(%)		33.5%	23.7%	30.1%
来日外国人による事件		14	17	21
比率(%)		5.6%	6.8%	7.4%

近年、我が国においては、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺^{*1}が多発している。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等にそれぞれ役割分担した上で、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先には、架空・他人名義の口座を利用するなどしており、マネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。

*1 特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性の交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺を総称したものをいう。

図表1-3【特殊詐欺の認知件数・被害総額】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認知件数	6,888	7,216	8,693	11,998
被害総額(円) (実質的な被害総額)	11,247,278,665	20,404,305,829	36,436,112,888	48,949,490,349

注1：警察庁の資料による。

2：実質的な被害総額とは、キャッシュカードを直接受け取る手口の特殊詐欺における ATM からの引出（窃取）額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

また、マネー・ローンダリングを支える存在として、自己名義の口座や偽造した身分証明書を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。

イ 手口

(ア) 前提犯罪

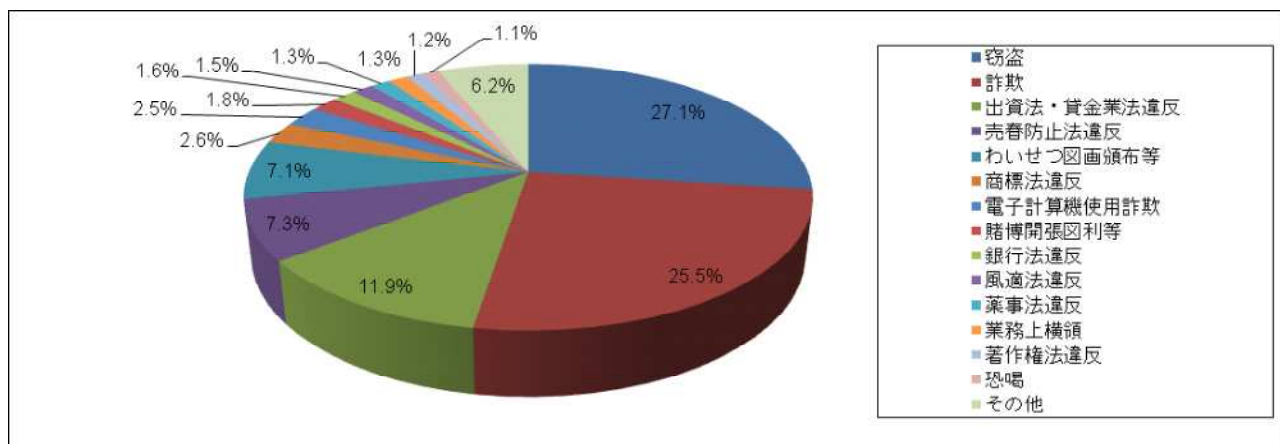
マネー・ローンダリング犯罪は、前提犯罪から得られた収益の隠匿、收受及びこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為である。前提犯罪は、不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもので、麻薬特例法に掲げる薬物犯罪及び組織的犯罪処罰法の別表等に掲げる罪をいう。組織的犯罪処罰法の別表には、殺人、強盗、窃盗、詐欺、背任等の刑法犯と出資法、売春防止法、著作権法、商標法、銃刀法、薬事法等の特別法犯を合わせて200を超える犯罪が掲げられている。

平成23年から25年までの間における組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数^{*1}を見ると、窃盗が205件と最も多く27.1%を占める。次いで、詐欺（193件、25.5%）、出資法・貸金業法違反（90件、11.9%）、売春防止法違反（55件、7.3%）、わいせつ図画頒布等（54件、7.1%）となっている。

また、23年から25年までの間における薬物犯罪を前提犯罪とする麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は29件（図表1-11参照）となっている。

*1 平成23年から25年までの間における組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は753件（図表1-10参照）のところ、図表1-4のとおり、前提犯罪別の検挙事件数は757件である。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

図表1-4【組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数・割合（平成23年～25年）】



前提犯罪	窃盗	詐欺	出資法・貸金業法違反	売春防止法違反	わいせつ図画頒布等	商標法違反	電子計算機使用詐欺	賭博開張図利等	銀行法違反	風適法違反	薬事法違反	業務上横領	著作権法違反	恐喝	その他	合計
合計	205	193	90	55	54	20	19	14	12	11	10	10	9	8	47	757
割合	27.1%	25.5%	11.9%	7.3%	7.1%	2.6%	2.5%	1.8%	1.6%	1.5%	1.3%	1.3%	1.2%	1.1%	6.2%	100.0%

(1) マネー・ローンダリングに悪用された取引等

FATF は、ナショナル・リスク・アセスメントに関するガイダンス「National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment」（以下「FATF ガイダンス」という。）において、リスクの評価を行う上で、マネー・ローンダリングの3段階^{*1}を考慮することが有益であると述べている。

そこで、FATF ガイダンスを踏まえ、マネー・ローンダリングに悪用された取引等については、マネー・ローンダリング事犯として検挙された事例（平成23年から25年までの過去3年間）を分析し、捜査の過程において判明した範囲内で、犯罪収益の隠匿・收受手段として悪用された取引や商品・サービスのほか、前提犯罪で得た犯罪収益がその形態を転化した主な商品・サービスがある場合には、その商品・サービスについて集計した。

*1 プレイスメント（Placement）：犯罪収益を金融システムに組み込む段階。 レイヤーリング（Layering）：犯罪収益の出所を不透明にするため資金源から分離する段階。 インテグレイション（Integration）：犯罪収益を合法的な経済活動に投入する段階。

図表1-5【マネー・ローンダリングに悪用された取引等（平成23年～25年）】

利用された取引等	内国為替	現金取引	預金取引	外国との取引 (外国為替等)	投資	手形・小切手	不動産	法人格	郵便物受取サービス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	保険	外貨両替	貸金庫	電子マネー	物品譲受	物理的隠匿	合計
件数	407	278	33	13	13	9	6	5	5	4	3	3	2	1	1	39	29	851

注：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件（平成23年から25年までの間で782事件）から、犯罪収益の隠匿・收受手段として悪用された取引等及び犯罪収益がその形態を転化した主な商品・サービスを捜査の過程において判明した範囲内で抽出した。

図表1-5を見ると、内国為替が407件、次いで現金取引が278件と両者がマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている。

検挙されたマネー・ローンダリング事犯、さらには、疑わしい取引の届出の分析を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング企図者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多く認められるところ、当該犯罪収益は、最終的にはATMにおいて現金出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

したがって、我が国においては、内国為替及び現金取引がマネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。

(2) テロ資金供与

過去においては、日本赤軍やオウム真理教によって、テロ行為が敢行されたことがあった。一方で、現在までのところ、我が国国内において、国際連合安全保障理事会で指定されているテロリスト及びテロ組織によるテロ行為の被害は確認されていない。

また、テロ資金供与については、事業者からの疑わしい取引の届出等を通じて情報収集を行っているものの、現在までのところ、テロ資金供与に係る事件検挙はない。

以上のとおり、現時点において、我が国においては、テロ資金の供与元又は供与先に係る大きな脅威は認められない。ただし、マネー・ローンダリングと同様、我が国がテロ資金供与の経由地になりうることに十分留意しなければならない。

そこで、我が国では、国際連合安全保障理事会決議に基づいて、タリバーン関係者等を資産凍結措置等の対象としており、これら対象者のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請している。

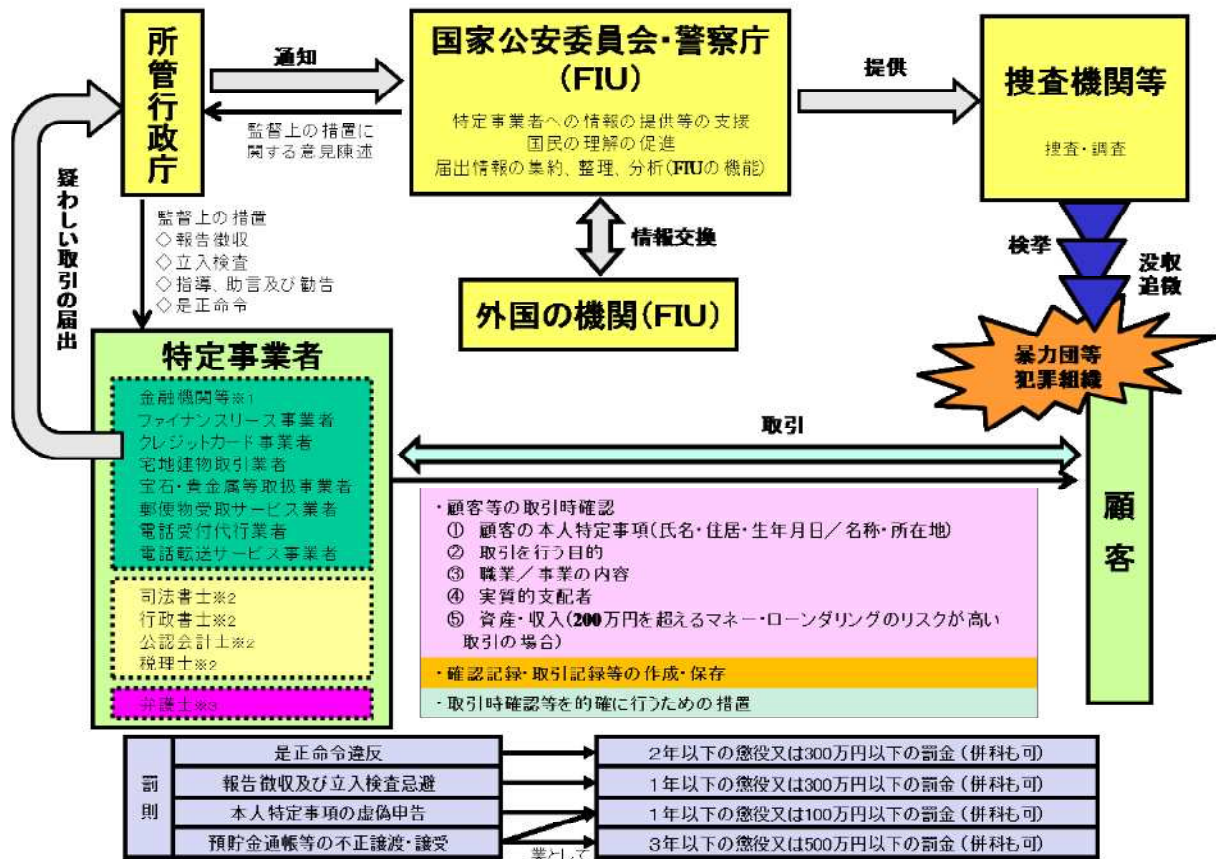
第3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への取組

1 犯罪収益移転防止法の概要

この法律は、一定の範囲の事業者による顧客等の取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めることを内容とするものである。

なお、法律の基本構造は図表1-6を参照していただきたい。

図表1-6【犯罪収益移転防止法の概要】



※1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。
 ※2 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。
 ※3 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、
 ◇ 犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

(1) 法律の目的 (第1条)

本法は、(3)にある特定事業者による本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 犯罪による収益 (第2条第1項)

本法において「犯罪による収益」とは、「犯罪収益等」(組織的犯罪処罰法第2条第4項)及び「薬物犯罪収益等」(麻薬特例法第2条第5項)をいう。

(3) 特定事業者 (第2条第2項)

本法で取引時確認等の措置を講ずることとなる事業者は、「特定事業者」と呼称されるが、その範囲は、FATFの勧告や我が国における事業者の活動状況を踏まえ定められている。

特定事業者

金融機関等 (1~36号)

銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、共済水産業協同組合連合会、金融商品取引業者、証券金融会社、特例業務届出者、信託会社、自己信託会社、不動産特定共同事業者又は特例事業者、無尽

会社、貸金業者、短資業者、資金移動業者、商品先物取引業者、振替機関、口座管理機関、電子債権記録機関、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、両替業者
ファイナンスリース事業者(37号)
クレジットカード事業者(38号)
宅地建物取引業者(39号)
宝石・貴金属等取扱事業者(40号)
郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者(41号)
弁護士又は弁護士法人(42号)
司法書士又は司法書士法人(43号)
行政書士又は行政書士法人(44号)
公認会計士又は監査法人(45号)
税理士又は税理士法人(46号)

(4) 国家公安委員会の責務とFIU(第3条)

本法は、国家公安委員会の責務として、特定事業者による本人特定事項等の確認等の措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪収益移転防止の重要性について国民の理解を深めるように努めることのほか、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、犯罪捜査や国際協力に有効活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとするを明らかにしている。

(5) 特定事業者による措置

本法上、特定事業者の義務とされる措置の内容は次のとおりである。

なお、特定事業者と、義務の対象となる「特定業務」、取引時確認義務の対象となる「特定取引」、及び義務の対応状況は図表1-7のとおりである。

図表1-7【特定事業者、特定業務、特定取引と義務の対応状況】

特定事業者 【2条2項】	特定業務 (義務の対象)	特定取引 (取引時確認が必要)(注1)	義務
金融機関等 【1号～36号】	金融機関等が行う業務 (金融に関する業務に限られる)	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約)の締結、 200万円を超える大口現金取引、 10万円を超える現金送金等	
ファイナンス リース事業者 【37号】	ファイナンスリース業務 (中途解約できないもの、賃借人が賃借物品の使用に伴う利益を享受し、かつ、費用を負担するものに限られる)	1回のリース料が10万円を超える物品のファイナンスリース契約の締結	・取引時確認 【4条】
クレジット カード事業者 【38号】	クレジットカード業務	クレジットカード契約の締結	・確認記録の 作成・保存 【6条】
宅地建物 取引業者 【39号】	宅地建物の売買又はその代理 若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結 又はその代理若しくは媒介	・取引記録等 の作成・保存 【7条】
宝石・貴金属 等取扱事業者 【40号】	貴金属(金、白金、銀及びこれらの合金)、宝石(ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠)の 売買業務	代金の支払が現金で200万円を 超える貴金属等の売買契約の締結	・疑わしい 取引の届出 【8条】
郵便物受取 サービス事業者 【41号】	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結	・取引時確認 等を的確に行うための措置 【10条】
電話受付 代行業者 【41号】	電話受付代行業務	電話による連絡を受ける際に 代行業者の商号を明示する条 項を含む契約の締結は除く コールセンター業務等の契約 締結は除く	(注2)
電話転送 サービス事業者 【41号】	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結	
司法書士 【43号】 行政書士 【44号】 公認会計士 【45号】 税理士 【46号】	法で定める各士業の業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、以下の行為の代理又は代行に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 租税、罰金、過料等の納付は除く 成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 任意後見契約の締結は除く	・取引時確認 【4条】 (注3) ・確認記録の 作成・保存 【6条】 ・取引記録等 の作成・保存 【7条】 ・取引時確認 等を的確に行うための措置 【10条】
弁護士 【42号】	弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【11条】。		

注1：取引時確認済みの顧客等との取引は除く。ただし、なりすまし等の疑いがある場合は除かれない。

2：金融機関等のうち為替取引に係る事業者は、送金人情報の通知義務を負う【9条】。

3：司法書士、行政書士、公認会計士、税理士のいわゆる士業者は本人特定事項のみ確認。

ア 取引時確認(第4条)

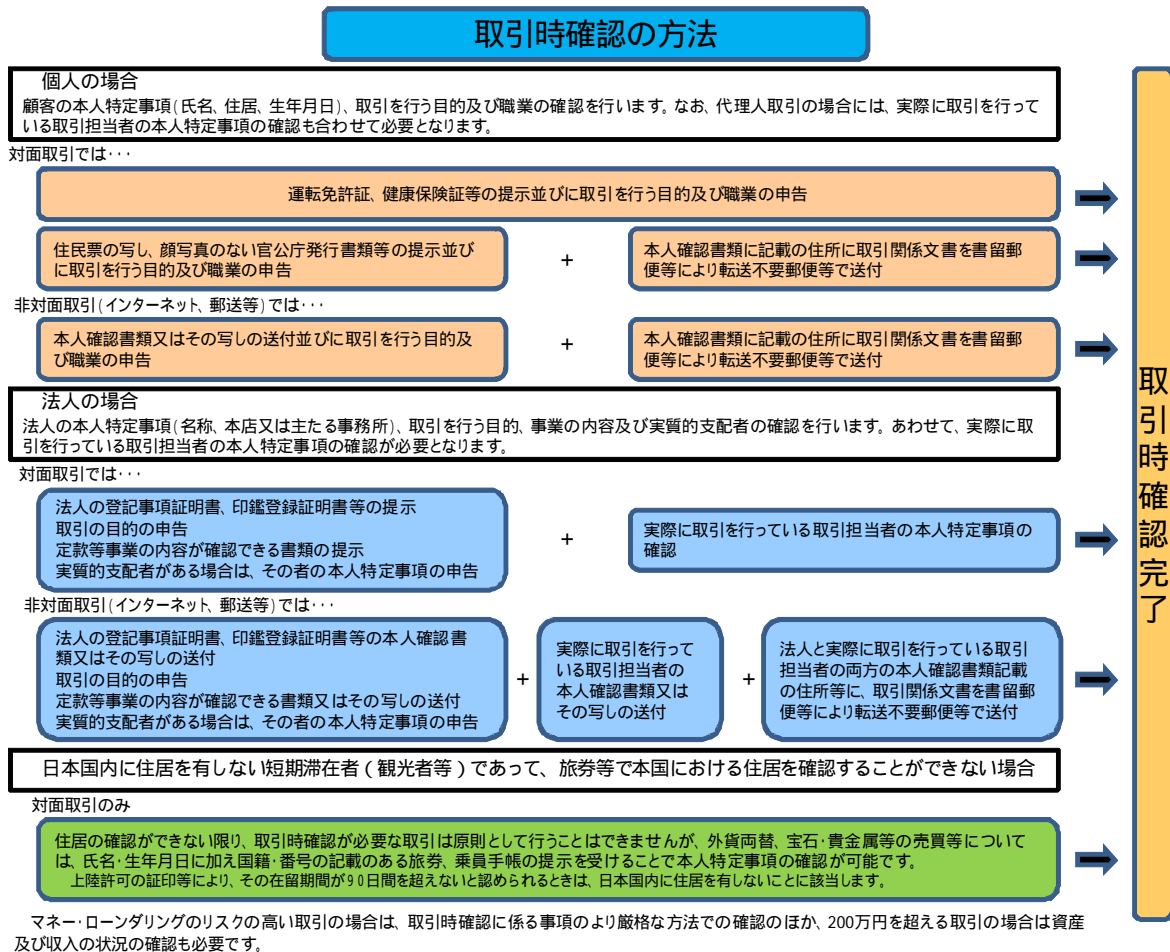
一定の取引(特定取引及びなりすましが疑われるなどマネー・ローンダリ

ングのリスクが高い取引)を行うに際して、運転免許証の提示を受けるなどして顧客の氏名、住居等の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、実質的支配者の有無等を確認すること(司法書士、行政書士、公認会計士、税理士のいわゆる士業者は本人特定事項のみ確認)。

また、マネー・ローンダリングのリスクが高い取引については、取引時確認に係る事項をより厳格な方法で確認すること並びに資産及び収入の状況を確認すること。

なお、取引時確認の方法は図表1-8のとおりである。

図表1-8【取引時確認の方法】



イ 確認記録の作成・保存(第6条)

取引時確認に係る事項、取引時確認のためにとった措置等を記録し、取引終了日から7年間保存すること。

ウ 取引記録等の作成・保存(第7条)

取引の期日・内容等を記録し7年間保存すること。

エ 疑わしい取引の届出(第8条)

犯罪による収益に関わりがある疑いが認められる取引について行政庁に届出を行うこと。

司法書士等のいわゆる士業者は対象外となっている。

オ 外国為替取引に係る通知(第9条)

海外送金において送金先に氏名、口座番号等一定の事項を通知すること。為替取引を行い得る金融機関等のみが対象となっている。

カ 取引時確認等を的確に行うための措置（第10条）

取引時確認事項に係る情報の更新のための措置を講じたり、その他必要な体制の整備を行うこと。

キ 弁護士による措置（第11条）

特定事業者のうち弁護士については特則が設けられており、上記のアからウ及びカに相当する措置を司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の定める会則により行うこととされている。

上記のうち、取引時確認、確認・取引記録等の作成・保存（アからウまで）については、犯罪による収益の移転を行おうとする者に対する牽制の効果と事後的な資金トレースを可能にする効果が期待される。疑わしい取引の届出（エ）については、これをマネー・ロンダリング事犯及び前提犯罪の捜査に役立てるほか、金融システムを含む合法経済が犯罪者に悪用されることを防止してその健全性を確保する効果が期待される。取引時確認等を的確に行うための措置（カ）については、取引時確認等の措置がよりの的確に行われ、事業者自身がマネー・ロンダリングのリスクを従来以上に網羅的かつ効率的に認識する効果が期待される。

また、外国為替取引に係る通知（オ）については、外国との間で犯罪による収益の移転が行われる場合に備え、国際的な資金トレースを可能にするための措置である。

(6) 疑わしい取引に関する情報の提供（第12条及び第13条）

疑わしい取引に関する情報を国内外の捜査等に活用し得るようにするため、FIU である国家公安委員会は、疑わしい取引に関する情報を、犯罪捜査を行う検察官、検察事務官若しくは司法警察職員（警察官、麻薬取締官、海上保安官）又は犯則事件の調査を行う税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員に提供するほか、一定の要件の下で外国の FIU に提供することができる。

(7) 監督上の措置（第14条から第18条、第24条、第25条、第29条）

本法では、特定事業者による義務の履行を担保するための手続として、特定事業者の所管行政庁による報告徴収及び立入検査のほか、指導、助言及び勧告、さらには違反があった場合の是正命令についての規定等が置かれている。

報告や資料提出をしなかった者、虚偽の報告や資料の提出をした者、立入検査を拒んだ者等は1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科も可）に、是正命令に違反した者は2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科も可）に処せられる場合がある。

また、国家公安委員会には、所管行政庁による監督上の措置を補完する立場から、特定事業者の義務違反を認めた場合の所管行政庁に対する意見陳述の権限とそのために必要な調査権限が付与されている。

(8) 預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則（第27条及び第28条）

売買された預貯金通帳、キャッシュカード等がマネー・ロンダリングに使用されるなど様々な犯罪に不正利用されていることから、この防止を図る目的で、本法は、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をした者を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科も可）に処することとし、また、業としてこれらの行為をした者を3年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科も可）に処することとしている。

また、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をするよう人を勧誘し、又は誘引した者を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科も可）に処することとしている。

2 麻薬特例法の概要

麻薬特例法は、昭和63年（1988年）に採択された麻薬新条約と、FATF が平成2年（1990年）に策定した「40の勧告」を直接の契機として、薬物犯罪から生じる収益の循環を遮断すること等を目的に制定され、4年7月から施行された。薬物犯罪収益対策に関するものとしては次の2点がある。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第6条、第7条）

麻薬特例法は、マネー・ローンダリングには、更なる（薬物）犯罪を助長するなどの側面があるとし、これを新たに犯罪として定義した。

ア 薬物犯罪収益等隠匿罪（第6条）

「薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装」する行為、「薬物犯罪収益等を隠匿」する行為及び「薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装」する行為が罪とされている。

のうち「取得につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を他人名義で預金する行為や合法事業による収益を装って帳簿を操作する行為等が含まれる。

のうち「処分につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を用い他人名義で物品を購入する行為等が含まれる。

の「隠匿」には、天井裏に隠すなどの物理的隠匿のほか、資金の追跡が著しく困難となる国や地域への送金等が含まれる。

の「発生の原因につき事実を仮装する行為」には、薬物の譲受人がその代金について架空債務の返済金を装う行為等が含まれる。

イ 薬物犯罪収益等收受罪（第7条）

「情を知って、薬物犯罪収益等を收受」する行為が罪とされている。

例えば暴力団幹部が薬物犯罪により得た金であることを知りながらこれを上納金として受け取る行為等が考えられる。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第11条から第13条、第19条、第20条）

薬物犯罪収益は没収される。しかし、既に費消されたり権利が移転されているなどの理由で没収できないときは追徴される。それ以前からあった刑法の没収・追徴の制度に比べ、対象が有体物に限られず預金債権等も含まれることや必要的な没収・追徴であるなどの点で強化されている。さらに、薬物犯罪収益の剥奪を確実にするため、没収すべき財産について、判決が言い渡される前に、当該財産が処分されてしまうことがないように裁判所の命令によりこれを禁ずる措置をとることができる。捜査の開始を犯人が察知することで処分の危険が高まることから、裁判所は、起訴前においても警察官等の請求により30日の期限付き（更新可）で保全命令を発することができる。

3 組織的犯罪処罰法の概要

組織的犯罪処罰法は、平成8年（1996年）にFATFによる「40の勧告」の改訂に伴う前提犯罪の拡大や、FIUの設置に関する国際的合意等を契機に制定され、12年2月から施行された。犯罪収益規制の面では、前提犯罪を薬物犯罪以外の一定の重大犯罪に拡大したことが特徴である。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第9条から第11条）

組織的犯罪処罰法では、マネー・ローンダリングの類型として、麻薬特例法に定める隠匿及び收受のほか、不法収益による法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰することとしている。

なお、前提犯罪の範囲については、組織的犯罪処罰法の別表で定められているが、同別表への前提犯罪の追加が適宜に行われている。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第13条から第16条、第22条、第23条、第42条、第43条）

組織的犯罪処罰法に規定する犯罪収益等の没収・追徴は、薬物犯罪収益等の

没収・追徴と異なり、任意的なものであるが、刑法の規定に比べて、対象が金銭債権にも拡大されている点、犯罪収益の果実として得た財産等もその対象とされている点及び保全手続を設けている点等において強化が図られている。

4 テロ資金提供処罰法の概要

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため必要な国内法整備を行うことを目的として、平成14年に制定された。

同法においては、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為を「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と定め（第1条）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為等についての処罰規定（第2条及び第3条）を設けている。

FATF の第3次相互審査において、資金以外のいわゆる物質的支援の提供・収集やテロリスト以外の者による資金等の収集等が処罰対象とされていないなどテロ対策が不十分であるとの評価を受けたことを踏まえ、テロを許さない国際環境の醸成に努めていくことが必要であるとの観点から、FATF の指摘に対応するため、26年11月にテロ資金提供処罰法が改正された。

改正の要点は、資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益についても、提供罪等の客体とするとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についても処罰対象とするものである。

5 マネー・ローンダリング関連事犯の取締り等

(1) 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況

犯罪収益移転防止法には、特定事業者の所管行政庁による監督上の措置の実効性を担保するための罰則及び預貯金通帳等の売買等に対する罰則が規定されている。特に、多くのマネー・ローンダリング事犯において、他人名義の預貯金通帳等が悪用されていることから、警察では、これらの行為の取締りを強化している。（図表1-9参照）。

図表1-9【犯罪収益移転防止法に係る罰則の適用状況】

区分	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
預貯金通帳等の譲渡等(業)		68	30	18	32	18
預貯金通帳等の譲渡等(非業)		851	727	1,221	1,487	1,570
勧誘・誘引		25	8	22	24	17
是正命令違反		0	0	0	1	0
合計		944	765	1,261	1,544	1,605

注：平成20年3月1日より前にした行為については、金融機関等本人確認法の適用

(2) 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況

過去10年間に於ける組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表1-10のとおりである。

図表1-10【組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
法人等経営支配(9条)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
犯罪収益等隠匿(10条)		50 (29)	65 (21)	91 (18)	137 (35)	134 (41)	172 (49)	139 (46)	150 (43)	158 (27)	171 (35)
犯罪収益等收受(11条)		15 (11)	42 (27)	42 (35)	40 (25)	38 (21)	54 (41)	65 (44)	92 (38)	80 (28)	99 (40)
合 計		65 (40)	107 (48)	134 (53)	177 (60)	173 (63)	226 (90)	205 (90)	243 (81)	238 (55)	272 (75)

注1：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

2：犯罪収益等とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう（組織的犯罪処罰法第2条第2項から第4項）。

(3) 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況

過去10年間の麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表1-11のとおりである。

図表1-11【麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】

区分	年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		5 (3)	3 (2)	5 (3)	5 (4)	10 (4)	5 (1)	8 (4)	8 (3)	8 (2)	6 (6)
薬物犯罪収益等收受(7条)		0 (0)	2 (2)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	4 (4)
合 計		5 (3)	5 (4)	10 (5)	7 (5)	12 (5)	10 (4)	9 (5)	8 (3)	11 (4)	10 (10)

注1：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

2：薬物犯罪収益等とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう（麻薬特例法第2条第3項から第5項）。

(4) 犯罪収益の剥奪

ア 起訴前の犯罪による収益の没収保全状況

犯罪による収益については、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。犯罪による収益の没収・追徴は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪による収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収の実効性を確保している。

(ア) 組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全状況

過去10年間の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数（司法警察員請求分）は、図表1-12のとおりである。

図表1-12【組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額】

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
7	8	9	21	44	54	70	101	148	160
(5)	(0)	(3)	(7)	(21)	(23)	(36)	(30)	(39)	(54)

注1：司法警察員が請求したものに限る。

2：括弧内は暴力団構成員等による事件に係るものを示す。

年	金銭債権等総額	その他
平成16年	12,079,511 円	
平成17年	564,953,561 円	
平成18年	52,680,512 円	
平成19年	268,801,546 円	
平成20年	314,239,728 円	
平成21年	270,188,760 円	外貨750USドル
平成22年	160,597,150 円	土地 605.95㎡ 建物 1棟 普通乗用車2台 ネックレス1本
平成23年	134,764,985 円	
平成24年	3,380,337,707 円	軽乗用車1台 普通乗用車1台 マンション1室
平成25年	362,399,577 円	土地 522.64㎡ 普通乗用車1台

平成19年以降、命令件数は年を追うごとに大幅に増加しているが、この一因として、組織的犯罪処罰法の改正により、18年12月、これまで没収・追徴ができなかった詐欺、ヤミ金融事犯、窃盗等の罪に係る犯罪被害財産についても没収・追徴が可能となったことや、23年7月、無許可の風俗営業や無免許の銀行営業等の罪が新たに前提犯罪とされ、没収対象財産の範囲が更に拡大したことなどが挙げられる。

(1) 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況

過去10年間の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数（司法警察員請求分）は、図表1-13のとおりである。

図表1-13【麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額】

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
5	8	3	4	7	8	13	14	16	4
(2)	(5)	(2)	(3)	(5)	(5)	(7)	(4)	(8)	(4)

注1：司法警察員が請求したものに限る。

2：括弧内は暴力団構成員等による事件に係るものを示す。

年次	金銭債権等総額	その他
平成16年	67,440,983 円	
平成17年	92,619,024 円	
平成18年	10,432,915 円	
平成19年	45,032,829 円	
平成20年	23,344,267 円	
平成21年	29,215,674 円	
平成22年	33,591,421 円	トラベラーズチェック 11,500USドル ネックレス 1本 腕時計 2個 普通乗用車 1台
平成23年	11,678,611 円	外貨 5,000USドル 普通乗用車 3台 鍵 1個
平成24年	30,026,428 円	
平成25年	19,985,691 円	

イ 没収・追徴規定の適用状況

(ア) 組織的犯罪処罰法に係る没収・追徴規定の適用状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況は、図表1-14のとおりである。

図表1-14【組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没 収		追 徴		総 数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成20年	40	335,721	79	560,791	119	896,512
平成21年	98	105,774	129	3,414,672	227	3,520,446
平成22年	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280
平成23年	93	60,899	93	819,683	186	880,582
平成24年	88	115,756	56	924,627	144	1,040,384

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

(イ) 麻薬特例法に係る没収・追徴規定の適用状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表1-15のとおりである。

図表1-15【麻薬特例法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没収		追徴		総数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成20年	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
平成21年	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820
平成22年	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576
平成23年	69	21,277	273	850,882	342	872,160
平成24年	63	20,852	241	361,862	304	382,714

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

(5) 特定事業者に対する是正命令等の実施状況

ア 国家公安委員会・警察庁による報告徴収・意見陳述等

国家公安委員会・警察庁では、都道府県警察が行う振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等の捜査の過程で犯罪収益移転防止法に規定する取引時確認義務等に違反している疑いが認められた特定事業者に対して、報告徴収や、都道府県警察に対する調査の指示、所管行政庁に対する意見陳述等を行っている。

過去5年間の報告徴収、都道府県警察に対する調査の指示及び所管行政庁に対する意見陳述の実施件数は、図表1-16のとおりである。

図表1-16【国家公安委員会・警察庁による報告徴収等の実施件数】

区分	年別				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
報告徴収実施件数	16	7	5	9	11
都道府県警察に対する調査の指示件数	2	10	3	3	1
所管行政庁に対する意見陳述の実施件数	9	13	10	10	10

イ 意見陳述に基づく所管行政庁による是正命令

過去5年間に、国家公安委員会・警察庁が行った意見陳述を受け、所管行政庁が特定事業者に対して、是正命令を発した件数は、図表1-17のとおりである。

図表1-17【意見陳述に基づく所管行政庁による是正命令件数】

区分	年別				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
意見陳述に基づく所管行政庁による是正命令	7	3	9	9	7

6 疑わしい取引の届出

(1) 制度の概要

ア 趣旨

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者が届け出た情報をマネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に役立てるとともに、特定事業者の提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止し、経済活動の健全性とその信頼を確保することを目的とする制度である。

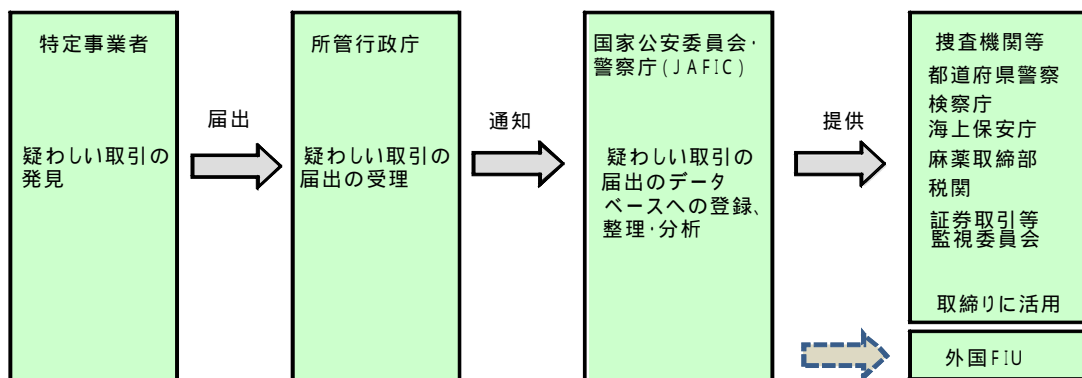
イ 疑わしい取引の届出の流れ

特定事業者が届け出た情報は、それぞれの所管行政庁を經由して、国家公安委員会・警察庁（JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）が事務を担当）に集約される。JAFIC では、疑わしい取引に関する情報を整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき情報を選定し、これを各機関へ提供している。

疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、当該情報を犯罪捜査等の端緒とするほか、犯罪による収益の発見や暴力団等の犯罪組織の資金源の実態解明等の組織犯罪対策へも活用している。また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて JAFIC から外国 FIU へも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明等に役立てられることとなる。

また、JAFIC においては、警察に蓄積された情報を活用して疑わしい取引に関する情報の詳細な分析を行っており、その結果を関係する捜査機関等へ提供している。

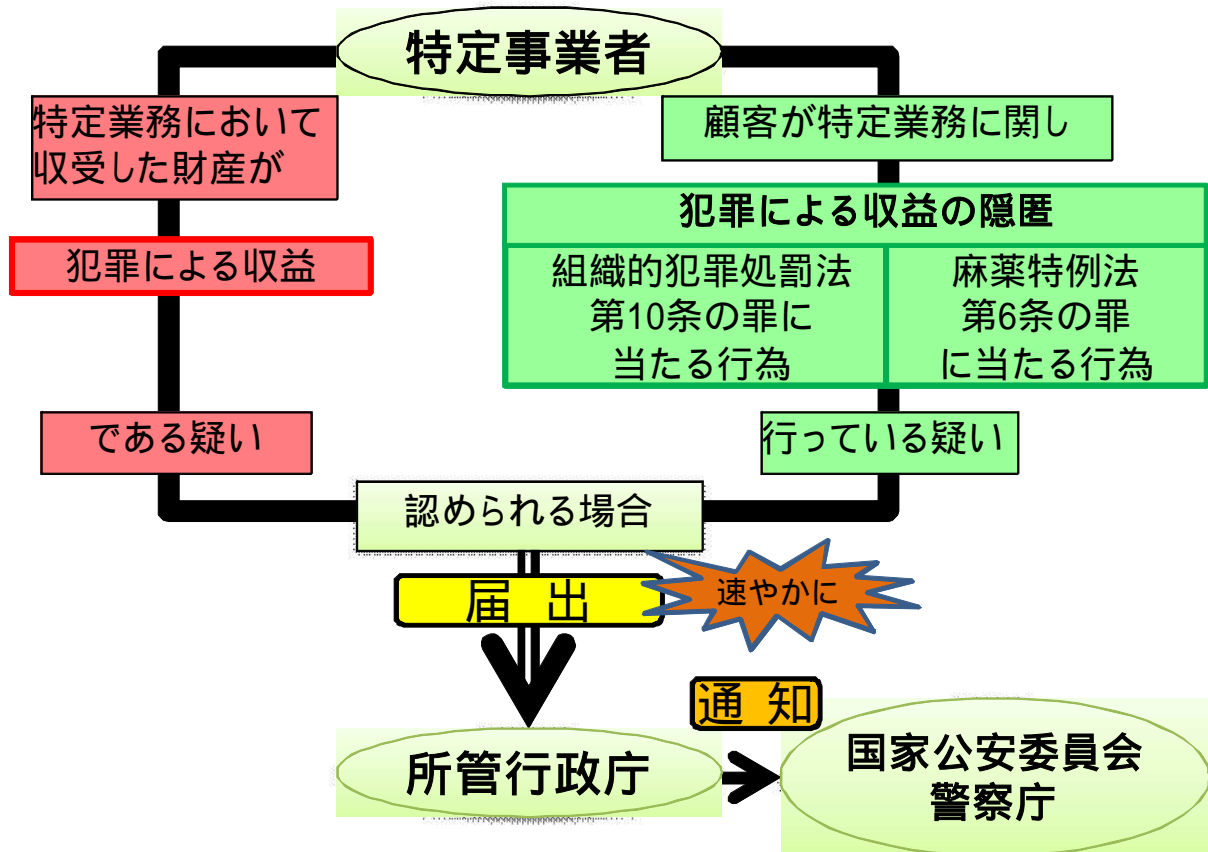
図表1-18【疑わしい取引の届出から捜査機関等への提供の流れ】



ウ 届出が必要な場合

特定事業者(いわゆる士業者を除く。)は、犯罪収益移転防止法第8条により、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が特定業務に関し犯罪による収益の隠匿(組織的犯罪処罰法第10条又は麻薬特例法第6条の罪)に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、速やかに所管行政庁に届け出なければならない。

図表1-19【疑わしい取引の届出が必要な場合】



エ 疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引に該当するかどうかの判断は、特定事業者が、その業界における一般的な知識と経験とを前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に判断するものである。すなわち、個々の取引の事情に応じて特定事業者自身が判断すべきものであるが、特定事業者の全てが犯罪による収益の移転が疑われる取引の形態を十分に理解しているとは限らず、疑わしさの判断に困難を来す場合も予想される。したがって、我が国ではそれぞれの業務の特徴を踏まえ、所管行政庁が特定事業者ごとに「疑わしい取引の参考事例」を公表している。

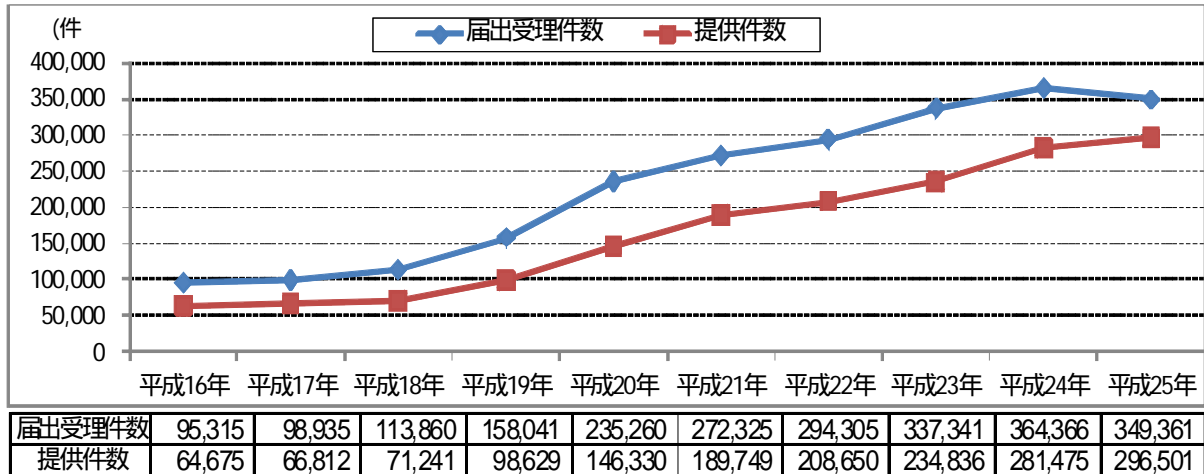
なお、これらに記載された取引の例はあくまで参考事例であって、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客等の属性、取引時の状況その他当該取引に係る情報を総合的に勘案して特定事業者において判断する必要がある。また、これらの参考事例は、特定事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考とするものであるが、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となることに注意を要する。

(2) 届出状況

ア 届出受理件数の推移

過去10年間の疑わしい取引の届出を受理した件数及び疑わしい取引の届出を捜査機関等に提供した件数は図表1-20のとおりである。

図表1-20【疑わしい取引の届出受理及び提供件数（平成16年～25年）】



- 注 1：届出受理件数とは、19年 3月までは金融庁が、19年 4月からは国家公安委員会・警察庁が届出を受理した件数であり、19年の届出受理件数は金融庁の届出受理件数と国家公安委員会・警察庁の届出受理件数の合計である。
- 注 2：提供件数とは、19年 3月までは金融庁が警察庁へ、19年 4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁の提供件数と、国家公安委員会・警察庁の提供件数の合計である。

イ 業態別の届出受理件数の推移

過去 5 年間の疑わしい取引の届出受理件数を届出事業者の業態別に見ると、図表1-21のとおりである。

図表1-21【業態別の疑わしい取引の届出受理件数】

区分	年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
金融機関等	270,628	99.4%	292,529	99.4%	334,903	99.3%	360,513	98.9%	344,147	98.5%		
預金取扱機関	265,051	97.3%	283,971	96.5%	324,600	96.2%	348,831	95.7%	329,127	94.2%		
銀行等	253,668	93.1%	272,215	92.5%	311,298	92.3%	333,868	91.6%	313,435	89.7%		
信用金庫・信用協同組合	10,941	4.0%	11,156	3.8%	12,453	3.7%	13,521	3.7%	14,089	4.0%		
労働金庫	161	0.1%	243	0.1%	248	0.1%	357	0.1%	290	0.1%		
農林等	281	0.1%	357	0.1%	601	0.2%	1,085	0.3%	1,313	0.4%		
保険会社	183	0.1%	202	0.1%	677	0.2%	1,837	0.5%	3,002	0.9%		
金融商品取引業者	3,821	1.4%	5,666	1.9%	6,758	2.0%	5,998	1.6%	7,373	2.1%		
貸金業者	1,148	0.4%	634	0.2%	581	0.2%	1,628	0.4%	1,872	0.5%		
資金移動業者			73	0.0%	344	0.1%	380	0.1%	363	0.1%		
商品先物取引業者	7	0.0%	13	0.0%	5	0.0%	3	0.0%	53	0.0%		
両替業者	418	0.2%	1,970	0.7%	1,937	0.6%	1,835	0.5%	2,119	0.6%		
電子債権記録機関	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%		
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	237	0.1%		
ファイナンスリース事業者	60	0.0%	83	0.0%	45	0.0%	109	0.0%	62	0.0%		
クレジットカード事業者	1,510	0.6%	1,617	0.5%	2,350	0.7%	3,664	1.0%	5,086	1.5%		
宅地建物取引業者	33	0.0%	21	0.0%	5	0.0%	10	0.0%	1	0.0%		
宝石・貴金属等取扱事業者	0	0.0%	19	0.0%	4	0.0%	28	0.0%	7	0.0%		
郵便物受取サービス業者	92	0.0%	36	0.0%	34	0.0%	42	0.0%	57	0.0%		
電話受付代行業者	2	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
電話転送サービス事業者									0	0.0%		
その他									1	0.0%		
合計	272,325	100.0%	294,305	100.0%	337,341	100.0%	364,366	100.0%	349,361	100.0%		

(3) JAFICにおける分析

JAFICでは、過去に届け出られた、同一の顧客に係る疑わしい取引に関する情報、警察が蓄積した情報、公刊情報等を活用して当該顧客に係る疑わしい取引に関する情報を総合的に分析し、暴力団等の反社会的勢力が関係する資金移動の把握に努めている。

これまでの分析で、反社会的勢力が、関係企業、投資事業組合等を巧みに利用しつつ、様々な形で資金を運用している状況、海外との間で多額の資金移動を繰り返している状況等が判明している。反社会的勢力が運用する資金には、犯罪による収益を原資とするものも多く含まれるとみられるが、複雑な資金移動を経てその出所が不明確になっていたり、さらに様々な方法で繰り返し運用されることで、前提犯罪との関連が希薄になっている場合が多い。また、近年における検挙事例等をみると、反社会的勢力は、関係企業等を隠れみひとして、反社会的勢力であることを隠しつつ、様々な情報や専門知識等を有する者の協力を得ながら資金を運用しており、これが反社会的勢力の資金獲得活動を不透明化する主な要因の一つとなっている。

これら反社会的勢力による資金獲得活動の実態を把握するため、疑わしい取

引に関する情報の分析結果を活用し、各捜査機関、税関、証券取引等監視委員会、外国 FIU 等の関係当局と緊密に連携しつつ、反社会的勢力の資金移動を継続的に監視することで、資金獲得活動の実態を解明するとともに、各種違法行為の取締りを強化している。

(4) 捜査機関等における活用状況

JAFIC においては、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを、都道府県警察、検察庁、麻薬取締部及び海上保安庁の捜査機関並びに税関及び証券取引等監視委員会に提供している。

捜査機関等に対する疑わしい取引の届出に関する情報の提供件数は毎年増加している（図表1-20参照）。

ア 都道府県警察における活用状況

(ア) 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙に至った事件数の推移

疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件（以下「端緒事件」という。）の数は、毎年増加しており、過去5年間の罪種別の端緒事件数は、図表1-22のとおりである。

図表1-22【罪種別の端緒事件数】

端緒事件の罪種	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
詐欺		265	258	360	470	453
犯罪収益移転防止法違反		48	76	145	239	321
詐欺及び犯罪収益移転防止法違反		0	0	0	0	1
詐欺及び出資法違反		0	0	0	0	1
入管法違反		4	5	6	106	123
覚せい剤取締法違反		0	16	17	16	17
麻薬及び向精神薬取締法違反		0	0	0	0	1
麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法違反		0	0	0	0	1
電磁的公正証書原本不実記録・同供用		0	3	3	1	8
私文書偽造・同行使及び詐欺		0	0	0	4	2
電磁的公正証書原本不実記録・同供用及び詐欺		0	0	0	1	1
免状不実記載		0	0	0	0	1
偽造有印私文書行使		0	0	0	0	1
偽造有印私文書行使及び詐欺		0	0	0	0	1
偽造有価証券行使及び詐欺		0	0	0	0	1
不正作出支払用カード電磁的記録供用及び詐欺		0	0	1	1	1
貸金業法及び出資法違反		5	2	5	3	5
貸金業法違反		1	2	3	2	3
出資法違反		3	5	2	1	1
銀行法違反		1	2	3	1	5
窃盗		2	1	0	2	3
盗品等保管		0	0	0	0	1
有印私文書偽造・同行使、詐欺及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)		0	0	0	0	1
詐欺及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)		0	0	0	2	1
盗品等有償譲受け及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)		0	0	0	0	1
商標法及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)		0	0	0	0	1
商標法違反		0	2	1	1	1
著作権法違反		0	0	0	1	1
恐喝		2	2	2	1	1
横領		0	0	0	0	1
その他		6	16	22	34	2
合計		337	390	570	886	962

注1：犯罪収益移転防止法違反には、金融機関等本人確認法違反を含む。

(1) 疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数の推移

過去5年間に、疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数(端緒事件を前提犯罪としてマネー・ローンダリング事犯を検挙した事件も含む。)は、図表1-23のとおりである。

図表1-23【疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数】

前提犯罪	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
詐欺	欺	4	10	9	6	6
銀行法	法	0	0	0	0	3
貸金業法・出資法	法	4	5	5	3	1
貸金業法	法	0	0	0	1	1
商標法	法	1	0	1	1	1
その他	他	0	2	2	4	0
合計	計	9	17	17	15	12

(ウ) 疑わしい取引に関する情報を端緒として没収・追徴に至った事件数の推移

過去5年間に、疑わしい取引に関する情報を端緒として没収・追徴に至った事件数は、図表1-24のとおりである。

図表1-24【疑わしい取引に関する情報を端緒として没収・追徴に至った事件数】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
没収	0	5	5	8	4
追徴	0	(4)	1(4)	(5)	0
合計	0	5(4)	6(4)	8(5)	4

注1：追徴の括弧内の数字は没収と重複した事件数であり外数である。

2：事件の検挙年で計上している。

(I) 捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数の推移

端緒事件の捜査以外の場合においても、疑わしい取引に関する情報は、都道府県警察が組織犯罪対策を推進する上で重要な情報として活用されている。

過去5年間に、都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数は、図表1-25のとおりである。

図表1-25【捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
端緒事件の捜査に活用した情報数	1,261	1,642	2,674	3,811	3,781
端緒事件以外の捜査に活用した情報数	68,680	86,418	103,103	184,510	190,063
合計	69,941	88,060	105,777	188,321	193,844

注1：端緒事件の捜査に活用した情報数には、端緒事件を検挙した際に活用した疑わしい取引に関する情報数を計上している。

2：疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始したが検挙に至っていない場合には、当該疑わしい取引に関する情報は、端緒事件の捜査以外に活用した情報数として計上している。

イ 検察庁における活用状況

検察庁においては、独自の内偵捜査に疑わしい取引に関する情報を活用しているほか、警察等の捜査機関から送致を受けた事件について、被疑者、関

係者等の裏付け、犯罪に利用されたと思料される銀行口座の特定等に疑わしい取引に関する情報を活用することにより、余罪や共犯者等の洗い出しを行い、犯罪の事実解明に役立っている。

また、暴力団、犯罪に関与する可能性の高い特定の団体等に関連する情報や金の動きの把握に疑わしい取引に関する情報を活用することにより、その動向の把握に役立っている。

ウ 麻薬取締部における活用状況

厚生労働省地方厚生局麻薬取締部においては、疑わしい取引に関する情報を活用し、薬物密売事犯における薬物犯罪収益の移転状況の把握等に役立てるなど、被疑者の検挙や薬物犯罪収益の没収等の薬物犯罪捜査を推進している。

エ 海上保安庁における活用状況

海上保安庁においては、疑わしい取引に関する情報を活用し、組織的に敢行される密輸・密航等の捜査を推進している。

また、密輸者について、警察庁を通じて外国 FIU への情報提供要請を行い、提供された情報を捜査に役立っている。

オ 税関における活用状況

税関においては、疑わしい取引に関する情報をデータベース化して情報共有しており、疑わしい取引に関する情報と、税関が別途入手した各種情報の照合、関連付けを行うことなどにより、関税法違反の犯則調査に活用し、国民の安全・安心を脅かす物品等の密輸入水際阻止の一層の強化を図っている。

カ 証券取引等監視委員会における活用状況

証券取引等監視委員会では、虚偽有価証券報告書等の提出（いわゆる粉飾決算）や内部者取引（いわゆるインサイダー取引）、相場操縦、偽計等金融商品取引等の公正性を害する悪質な行為について刑事訴追を求め、犯則事件の調査を行っている。

犯則調査の過程において、関係する銀行口座や証券口座を独自に特定・分析し、不公正取引等の実態解明を行っているところであるが、さらに、疑わしい取引に関する情報を活用し、犯則事件の真相解明に役立っている。

また、金融商品取引法違反の犯則嫌疑者について、警察庁を通じて外国 FIU に対する情報提供要請を行い、提供された情報を犯則事件の調査に役立っている。

7 国際的な連携の推進

(1) 外国FIUとの情報交換

ア 情報交換枠組みの設定状況

国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリング等を発見するためには、外国 FIU との間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

他方、犯罪収益移転防止法第13条は、国家公安委員会から外国 FIU に対する疑わしい取引に関する情報の提供に当たっては、外国における当該情報の使用制限等について定めた枠組みを設定することを求めている。

これを受け、JAFIC は、外国 FIU との間で、提供情報の使用制限等について定めた当局間文書を取り交わすことで所要の枠組みを設定している。

JAFIC は、より多くの国・地域の FIU との間で、積極的な情報交換を可能とするために、外国 FIU との間で情報交換枠組みを設定するための交渉に取り組んでいる。

JAFIC は、平成19年（2007年）4月の設置以降、25年（2013年）末までに、70の国・地域の FIU との間で情報交換枠組みを設定している（図表1-26参照）。

図表1-26【JAFICと情報交換枠組みを設定済みの国・地域】

設定年	設定国・地域
平成19年(2007年)	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
平成20年(2008年)	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
平成21年(2009年)	パラグアイ、フランス、カタール
平成22年(2010年)	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド
平成23年(2011年)	ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、アルゼンチン、スペイン、サンマリノ
平成24年(2012年)	モンテネグロ、オランダ、ドイツ、ケイマン諸島、チェコ、モンゴル、アルバ、コロンビア、レバノン、スウェーデン、ペルー、アルメニア
平成25年(2013年)	英領ヴァージン諸島、マルタ、イスラエル、バミューダ、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、スリランカ、デンマーク、ボリビア、ロシア、スロベニア、セーシェル、セネガル、コスタリカ、パレーン、ラトビア、ベトナム、トルクメニスタン、ポーランド、マン島、ジャージー、ガーンジー、ニュージーランド、ネパール

イ 情報交換の状況

JAFIC は、外国 FIU との間で、積極的かつ迅速な情報交換を行っている。

JAFIC は、疑わしい取引に関する情報の分析体制を強化しており、これに伴って、外国 FIU との情報交換も活発となっている（図表1-27参照）。

図表1-27【JAFIC と外国 FIU との情報交換件数】

区分	年	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
外国FIUからJAFICに対する情報提供要請件数		47	54	63	53	73
JAFICから外国FIUに対する情報提供要請件数		51	78	136	100	159
外国FIUからJAFICに対する自発情報提供件数		18	23	18	29	28
JAFICから外国FIUに対する自発情報提供件数		6	7	16	9	21
合計		122	162	233	191	281

ウ 協議等の状況

情報交換をより円滑に行うため、JAFIC は、外国 FIU における情報分析技術の習得、外国捜査機関における資金情報の活用状況の調査等の諸活動を実施するとともに、マネー・ロンダリング等対策上、特に緊密な連携が必要と認められる国・地域、未だ情報交換枠組みが未設定の国・地域の FIU を訪問するなど、今後の情報交換の活性化に向けた協議等を実施している。

(2) 刑事司法における国際協力

ア 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、外国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を受けた場合、その国との間で犯罪人引渡条約を締結していなくても、逃亡犯罪人引渡法が定める要件及び手続に基づき、相互主義の保証の下で、その請求に応ずることができる。また、これによって、その国の法令が許す限り、犯罪人引渡条約を締結して

いない外国から逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。

さらに、我が国は、米国及び韓国との間で犯罪人引渡しに関する条約を締結している。これらの条約は、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けているほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図るものである。

図表1-28【外国との逃亡犯罪人引渡人員】

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	2	1	2	0	5	5	3	3	1	0
そのうち条約締結国との間によるもの	2	1	2	0	4	5	2	2	1	0
外国に引き渡した逃亡犯罪人	0	0	3	1	2	2	0	0	1	1
そのうち条約締結国との間によるもの	0	0	3	1	1	2	0	0	1	1

注：法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

イ 捜査共助

我が国は、逃亡犯罪人の引渡しについてと同様に、捜査共助条約を締結していない外国との間でも、その国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供の共助の要請を受けた場合、国際捜査共助等に関する法律が定める要件及び手続に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じ、捜査共助を行うことが可能であり、また、これによって、その国の法令が許す限り、捜査に必要な証拠の提供を受けることもできる。

さらに、我が国は、米国、韓国、中国、香港、EU、ロシアとの間で刑事共助条約・協定を締結している。これらの刑事共助条約・協定は、拒否事由がない限り、相互に共助の実施を義務付けるほか、共助の要請・受理を行う「中央当局」を指定（我が国の場合は、要請については、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者であり、要請の受理については、法務大臣又はこれが指定する者である。）し、外交ルートを経由することなく、中央当局間で要請を行うものとするすることで、捜査共助の迅速化・効率化を図るものである。これらの刑事共助条約・協定を締結した結果、30以上の国・地域との間で、拒否事由がない限り共助の実施を条約・協定の義務とした上、外交ルートを介さないで共助を実施することができるようになっている。

図表1-29【外国との捜査共助件数】

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
捜査共助を要請した件数	11	5	8	16	12	10	9	9	10	17
	10	14	14	30	28	40	36	60	46	62
捜査共助の要請を受託した件数	21	24	71	35	34	28	26	40	55	98
				(2)	(12)	(11)	(9)	(7)	(37)	(76)

注1：法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

2：「捜査共助を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるものである。

3：()内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約等の締約国との間における共助の要請・受託の件数で内数である。

ウ 刑事司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の囑託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいう。平成24年（2012年）

において、外国の裁判所から我が国の裁判所に対して囑託された刑事司法共助は、書類の送達が15件、証拠調べが3件であり、我が国の裁判所が外国の裁判所又は在外領事等に対して囑託した刑事司法共助は、書類の送達4件であった（最高裁判所事務総局の資料による）。

エ 国際刑事警察機構（ICPO）を通じた捜査協力

捜査における国際協力として、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）を通じた刑事警察間における情報交換の捜査協力が行われている。

ICPOは、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、刑事警察間における最大限の相互協力の確保・推進及び犯罪の予防・鎮圧に効果的な制度の確立と発展を目的として様々な活動を行っている。

我が国におけるICPOルートによる捜査協力件数の推移は、図表1-30のとおりである。

図表1-30【ICPOルートによる捜査協力件数の推移】

区分	年									
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
捜査協力を要請した件数	534	485	483	458	441	476	429	412	504	473
捜査協力の要請を受けた件数	1,085	856	1,193	995	1,013	1,079	2,213	2,343	2,752	2,920

オ 受刑者移送制度

受刑者移送制度とは、外国において刑の言渡しを受け、その国の刑務所等で拘禁されている受刑者をその母国等に移送し、その国で刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとする制度である。

図表1-31【受刑者送出移送人員（執行国別・罪名別・平成24年）】

執行国	人員	殺人	強盗	強盗殺人	強盗致傷	窃盗	詐欺	銃刀法	覚せい剤取締法	麻薬取締法	入管法	関税法	その他
韓国	10	5	3	1	2	3	1	3	0	0	6	1	9
イスラエル	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2
英国	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
スペイン	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
カナダ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
米国	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1
合計	21	5	3	1	2	3	2	3	10	2	6	11	10

注：1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

第2部 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク評価

第1 リスク評価の手法

1 リスク評価の実施主体

リスク評価に当たっては、マネー・ローンダリング等の現状を的確に把握した上で、事業者が取り扱う各種取引や商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを適切に評価することが重要である。このような観点から、前述のとおり、マネー・ローンダリング等対策の関係省庁を構成員とする分科会を設置し、同分科会を実施主体として、国によるリスク評価を行った。

分科会の議長は、FIUの業務を担う警察庁の刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（現同部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長）が務め、リスク評価に係る作業の全体を調整する役を担った。

2 リスク評価の進め方

今回のリスク評価は、我が国において初めて実施するものであることから、まず、分科会において、マネー・ローンダリング等の実態やその対策に関して、各関係省庁が保有する各種統計や事例等の資料を収集し、リスク評価に用いることとした。

これに加え、所管行政庁を通じて、業界団体や事業者に対して、マネー・ローンダリング等対策への取組状況や、自らが行う取引や取り扱う商品・サービスのマネー・ローンダリング等に係る脆弱性の認識等について、書面によるアンケート調査又はヒアリング調査を実施し、民間部門からもリスク評価に資する情報の収集を行った。

また、FATF勧告やFATFの第3次相互審査において指摘された事項を参考としたほか、FATFガイダンスも適宜参照した。

その上で、これら統計や資料等を基にして、分科会において、事業者が取り扱う各種取引や商品・サービスについて、多角的・総合的に分析を行い、我が国におけるマネー・ローンダリング等に係るリスクを評価した。

3 リスクの分析手法

(1) リスクを高める要因の分析

マネー・ローンダリング等に係るリスクを高める要因を分析するに当たっては、FATFの新「40の勧告」等を参照し、リスクに関わる要因の類型として、「取引形態」、「顧客」、「国・地域」、「商品・サービス」及び「新たな技術を利用した取引」の5類型に分類した上で、我が国におけるマネー・ローンダリング等の実態や取引実務を踏まえて^{*1}、それぞれの類型ごとに、リスク要因を特定し、当該要因ごとに分析、評価を行った。

具体的には、リスク要因ごとに

マネー・ローンダリング等に悪用される固有のリスク

当該固有のリスクを低減させるために取られている措置（事業者に対する法令上の義務付け、所管行政庁による事業者に対する指導・監督、業界団体又は事業者による自主的な取組等）に関する状況

疑わしい取引の届出状況

マネー・ローンダリング事犯として検挙された事例

を中心に多角的・総合的に分析し、評価を行った。

*1 これらのほか、リスクを高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となることなどから、一般に事業者の規模が大きくなるほどマネー・ローンダリング等に係るリスクが高くなるといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないとし、規模に応じた体制整備を通じて、リスクの低減を図っている。

最近のマネー・ローンダリング等の現状を把握するため、疑わしい取引の届出状況及びマネー・ローンダリング事犯として検挙された事例は、主に過去3年間（23年から25年まで）を対象とし、定量的及び定性的に分析を行った。

(2) リスクを低下させる要因の分析

各種取引や商品・サービスの中には、顧客や取引の属性等の観点から、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが低いものが存在する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第4条では、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引が列挙され、法令上、取引時確認が必要ないとされているところである。

そこで、顧客や取引の属性等のリスクを低下させる要因を整理・類型化した上で、同条に定められた各取引について、当該類型への該当性を分析し、評価を行った。

4 部外有識者からの意見聴取

本リスク評価について、評価の客観性を担保するため、また、民間実務レベルにおいて直面しているマネー・ローンダリング等に係るリスクとの乖離を防止するため、金融・経済系学者、銀行実務家、マネー・ローンダリング等対策に知見を有する専門家から個別に意見聴取を行った。

5 テロ資金供与に係るリスク評価の位置付け

テロ資金供与にあつては、必ずしも犯罪による収益から拠出されるものではなく、適法な資金から供出されることもあるなど、マネー・ローンダリングと異なる点を有している。しかし、資金の移動に際して、マネー・ローンダリングと同様、様々な取引や商品・サービスを悪用し、その発見を免れようとする場合もあると考え、マネー・ローンダリングとテロ資金供与に係るリスク評価を同様に扱うこととした。

第2 リスク評価

1 取引形態に着目したリスク評価

(1) 非対面取引

ア 現状

情報通信技術の発展及び顧客の利便性を考慮した事業者によるサービス向上等により、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて、口座の開設や振込等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって、口座の開設等の申込手続きができるメールオーダーサービスが行われている。また、証券会社においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買取引等が行われている。

一方で、非対面取引は、取引の相手方と直に対面して取引を行わないことから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接観察することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましを判断することができない。また、本人確認書類が写しの場合には、その手触りや質感から、偽変造の有無を確認することができない。このように、非対面取引は、他人になりすましを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低下することとなる。

したがって、非対面取引は対面取引と比べて、匿名性が高く、容易に氏名・住居等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすまして取引を行うことができる。具体的には、偽変造された本人確認書類の写しを送付することなどにより、本人特定事項を偽ったり、他人になりすましたりすることができる。

犯罪収益移転防止法では、顧客等の本人特定事項の確認に際して、特定事業者が直に本人確認書類の提示を受ける以外の方法として、顧客等から本人確認書類又はその写しの送付を受けて、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、郵便事業者等が、特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受けた上、氏名等を特定事業者に伝達する方法、電子署名による方法を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針^{*1}においては、インターネットを用いた非対面取引等における取引時確認について、取引形態を考慮した措置が採られているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

なお、我が国は、FATF の第3次相互審査において、「非対面取引における身分確認及び照合に関する義務が十分でない。」「顧客等に対して補完書類の提出を求めるなどの追加的な措置が必要である。」旨指摘されている。

イ 事例

非対面取引が犯罪に悪用された事例としては、ヤミ金融の借入金の返済に窮した者が、架空の人物になりすまして非対面取引により開設した口座を返済金の代わりにヤミ金融業者に譲り渡していた事例等が認められる。

また、マネー・ローンダリングに悪用された事例としては、非対面取引により他人名義で開設された口座が犯罪収益の隠匿口座として悪用されていた事例等が認められる。

【事例1】他人になりすまして非対面取引により開設された口座が、窃取品の売却で得た犯罪収益の隠匿口座として悪用されていた事例

(カーナビ窃盗事件に係る犯罪収益等隠匿)

無職の男らは、窃取したカーナビゲーションシステムを買取業者に売却して得た約1,100万円を他人名義の4口座に振り込ませたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

当該4口座は、男らが窃取した健康保険証や運転免許証を用いて他人になりすまし、インターネットを利用して非対面取引により開設した口座であることが判明した。
(平成23年7月 大阪府警察ほか10府県警察)

ウ 評価

非対面取引は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて、匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により、本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことが容易である。

実際にも、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例が認められることなどから、非対面取引は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと認められる。

非対面取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、特定事業者においては、非対面取引の場合は、犯罪収益移転防止法に

*1 金融庁は、監督対象である金融機関等の監督に関する事務について、監督の考え方、監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を示した監督指針等を策定している。

基づき、本人確認書類の写しの送付に加えて、取引関係文書を転送不要郵便等により、顧客の住所に送付するなどの取引時確認を行っている。また、所管行政庁においても非対面取引がマネー・ローンダリング等に悪用されないよう監督措置を実施している。

(2) 現金取引

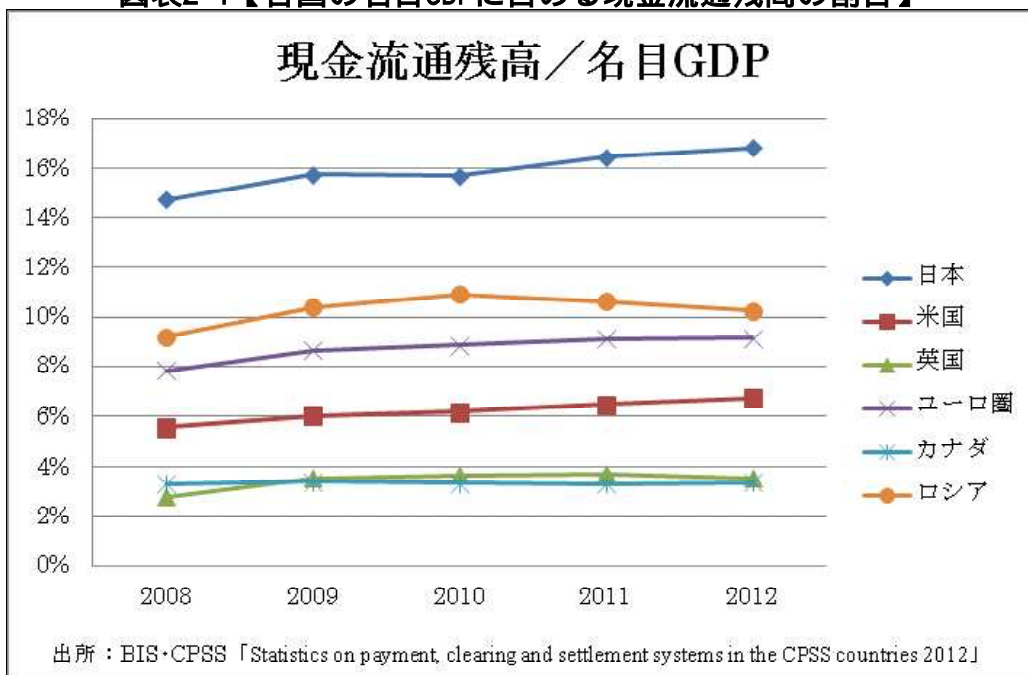
ア 現状

現金取引は、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相応の時間を要する。

しかし、現金は流動性が高く権利の移転が容易であるとともに、その取引にあっては、取引内容に関する記録が作成されない限り、匿名性が高いことから、資金の流れの追跡可能性が著しく低くなる。

特に我が国は、他国に比べて現金取引の割合が高い。

図表2-1【各国の名目GDPに占める現金流通残高の割合】



平成21年の1世帯（2人以上の世帯）当たりの1か月平均消費支出を購入形態別に見ると、「現金」は26万7,119円（消費支出に占める割合88.8%）に対して、「クレジットカード、月賦、掛買い（以下「クレジットカード等」という。）」は3万2,574円（同10.8%）となっている。現金の割合の推移を見ると、11年が94.6%、16年が93.5%、21年が88.8%と低下しているものの、依然として購入形態別支出に占める現金の割合は高く、消費支出の大半を占めている。

図表2-2【購入形態別支出の推移（二人以上の世帯・1か月平均）】

消費支出	平成11年			平成16年			平成21年			
	現金	クレジットカード等	合計	現金	クレジットカード等	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計
支出金額(円)	317,147	17,967	335,114	299,340	20,724	320,063	267,119	32,574	1,244	300,936
構成比(%)	94.6%	5.4%	100.0%	93.5%	6.5%	100.0%	88.8%	10.8%	0.4%	100.0%

注：総務省の統計による。

犯罪収益移転防止法では、特定事業者が顧客等と200万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うもの）にあっては、10万円）を超える現金の受払い

をする取引に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

また、所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を事業者に対して示しているが、その中において、「現金の使用形態に着目した事例」を列挙して、事業者が疑わしい取引の届出を的確に行うための措置を講じている。

なお、FATF は、新「40 の勧告」の解釈ノートにおいて、「取引が現金中心である」という要素をマネー・ローンダリング等のリスクを高める要因として挙げている。

イ 事例

現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、犯罪収益等隠匿事案では、現金を入手するために窃取品を架空又は他人名義で質店や古物商等で売却する事例等が、犯罪収益等收受事案では、売春等に係る犯罪収益を現金で受領する事例等が数多く認められる。

【事例 2】 窃取した高級腕時計を現金に換金していた事例

(空き巣事件に係る犯罪収益等隠匿)

無職の男は、空き巣で手に入れた高級腕時計を売却する際、偽造された運転免許証を質店の店員に示すなどして他人になりすまし、換金した現金 8 万円を手に入れていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。
(平成23年9月 岐阜県警察)

【事例 3】 売春による犯罪収益を現金で受け取っていた事例

(売春防止法違反事件に係る犯罪収益等收受)

コンサルタント業の男は、売春の収益であることを知りながら、店舗型性風俗特殊営業店を営む男から現金合計約330万円を受け取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等收受)で検挙された。
(平成25年10月 茨城県警察)

ウ 評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、捜査機関による犯罪収益の流れの解明を困難にする。特に、我が国の消費支出は現金取引が中心であり、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。

実際にも、他人になりすますなどし、現金取引を通じて、マネー・ローンダリングを行っている事例が認められることなどから、現金取引は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと認められる。

現金取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者が顧客等と一定額を超える現金の受

払いをする取引に際して、取引時確認を行わなければならないこと等を定めている。また、質屋営業法等の特定の業種の営業に関する規制等について定めた法律においては、取引に際して、相手方の住所・氏名等を確認することが定められており、このような措置は、現金取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減に資するものと考えられる。

(3) 外国との取引

ア 現状

一般に外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないことなどから、国内の取引に比べて、資金移転の追跡が困難となる。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約に基づいて順次支払委託が行われることが一般的で、このような取引は短時間に隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。

また、コルレス銀行業務においては、金融機関は取引を行う立場により送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先におけるマネー・ローンダリング等防止態勢が不十分であるとマネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。加えて、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合やコルレス先がその保有口座を架空銀行に利用されることを許容している場合には、外国為替取引が犯罪収益の移転・隠匿のために用いられるおそれが高い。

さらに、貿易取引を仮装することにより、容易に送金目的を正当化できるほか、実際の取引価格に上乗せするなどして犯罪収益を移転することが可能となる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間のお為替取引以外に、キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）による犯罪収益の移転も可能である。

犯罪収益移転防止法では、特定事業者に対して、特定取引を行うに際しては、取引の目的の確認を行わなければならないことや、外国との間で支払に係る為替取引を行う金融機関に対して、顧客（送金依頼人）の本人特定事項について当該為替取引を委託する他の金融機関に通知する義務を課すとともに、同様の法制度に基づいて外国の金融機関から提供された顧客情報を保存すること等を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、マネー・ローンダリング等を防止するための体制の整備の一環として、金融機関に対して、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢の整備につき、コルレス先のマネー・ローンダリング等対策、現地の監督当局における監督体制について十分に情報収集し、適正に評価した上で、上級管理職により意思決定を行うことや、コルレス先との責任分担について文書化するなどして明確に把握すること、コルレス先が架空銀行でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについての確認を行うことなど、コルレス契約に係る態勢を整備するよう求めている。

さらに、キャッシュ・クーリエに関しては、支払手段等を携帯して輸出入する場合、現金・小切手及び証券等については100万円に相当する額を超えるもの、貴金属については重量が1キログラムを超えるものについて、外為法では財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法では税関長への申告を書面で行う義務を課している。

イ 事例

外国との取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、麻薬密売による犯罪収益が、国境を越える大口の現金密輸や貿易を仮装した取引によってマネー・ローンダリングされていた事例が認められる。

我が国では、外国との取引が悪用された事例のうち、来日外国人に係る事件がその多くを占めており、海外から来日外国人の口座に振り込まれた犯罪収益を正当な事業収益であるように装われた事例や、詐欺による犯罪収益を貿易会社によるインターネットオークションの落札代行取引を通じてマネー・ローンダリングされていた事例等が認められる。

なお、捜査の過程や被疑者の供述等から、来日外国人らが、地下銀行を運営するためのプール金（日本円現金）を我が国から母国に渡航する際の旅行バッグに入れるなどして密輸を繰り返していたことがうかがわれる事例も把握されている。

【事例4】日本国内の口座に振り込まれた海外で発生した略取事件の身代金が正当な事業収益であると装われた事例

（海外で発生した身代金目的略取事件に係る犯罪収益等隠匿）

中国人の男は、オランダ国内で発生した身代金目的略取事件の身代金約1億8,000万円が、日本国内に開設された口座に国外から振り込まれた際、銀行担当者に対し商取引に関する契約書を示すなどして、振り込まれた身代金が正当な事業収益であるように装ったことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。
（平成24年11月 神奈川県警察）

【事例5】詐欺による犯罪収益を貿易会社によるインターネットオークションの落札代行取引を通じてマネー・ローンダリングされていた事例

（インターネットオークションを利用した偽ブランド品販売事件に係る犯罪収益等収受）

中国人の男は、不詳者が日本においてインターネットを通じた偽ブランド品の売買取引により得た犯罪収益（日本円）を自己が運営する貿易会社の法人名義口座に振り込ませたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙された。

男は、中国において、日本の大手インターネットオークションサイトに酷似した中国版のオークションサイトを利用し、中国人顧客からの入札を受けて大手インターネットオークションサイトでの落札を代行して請け負い、その売買取引を通じて犯罪収益（日本円）を中国元に交換していた。

（平成25年11月 福岡県警察ほか20都道府県警察）

ウ 評価

外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から資金移転の追跡が国内取引に比べて困難となる。

実際にも、正規の商取引を装うなどして外国との間で犯罪収益を移転させている事例が認められることなどから、外国との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、以下のような取引は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと認められる。

適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域に関する取引

多額の現金を原資とする外国送金取引

外国との取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法や外為法において外国為替取引や支払手段等の輸出入を規制しているほか、当局による指導・監督を行っている。

2 顧客の属性に着目したリスク評価

(1) 反社会的勢力（暴力団等）

ア 現状

我が国において、暴力団を始めとする反社会的勢力^{*1}は、財産的利益を獲得するために、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模、活動地域を異にするものが全国各地に存在している。平成25年末現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき21団体が指定暴力団として指定されている。

暴力団構成員等の推移は、図表2-3のとおりである。25年末現在の総数は5万8,600人^{*2}であり、うち、暴力団構成員は2万5,600人、暴力団準構成員等は3万3,000人である。

近年、暴力団は、組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させている。さらに、個別の資金獲得活動とその成果である資金との間の関係を不透明化することにより、獲得した資金が課税、没収等されたり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、しばしば、マネー・ローンダリングを行っている実態がある。犯罪による収益は、新たな犯罪のための「運転資金」や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済に介入するための資金として利用されている。

預金取扱金融機関を始めとする企業において、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

また、金融庁が策定している監督指針等においては、上記を踏まえ、預金取扱金融機関等に対して、組織としての対応、一元的な管理態勢の構築、適切な事前・事後審査の実施、取引解消に向けた取組等、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を求めている。

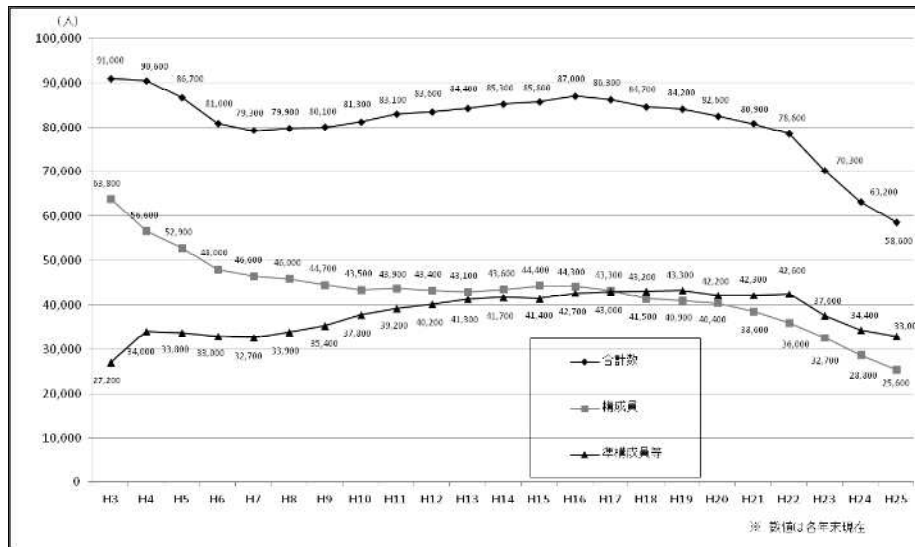
預金取扱金融機関等においては、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。また、実務上の対応として、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防

*1 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である。暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

*2 本項における暴力団構成員等の数は概数である。

止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされているのが一般的である。

図表2-3【暴力団構成員等の推移】



イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の疑わしい取引の届出件数は105万1,068件で、そのうち、暴力団構成員等に係るものは11万4,904件で、全体の10.9%を占めている。

ウ 事例

平成23年から25年までの間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件は782件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは228件で、全体の29.2%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの事例としては、振り込め詐欺等の詐欺事犯、ヤミ金融事犯、薬物事犯等で犯罪収益を得る際に、他人名義の口座を利用するなどして犯罪収益の帰属を偽装するものが多く、また、暴力団がその組織や威力を背景にみかじめ料や上納金名目で犯罪収益を収受しているものなども見られる。

【事例6】暴力団構成員が労働者派遣法違反に係る犯罪収益を他人名義の口座に入金させていた事例

(労働者派遣法違反事件に係る犯罪収益等隠匿)

労働者派遣事業を営んでいた六代目山口組傘下組織幹部の男らは、労働者派遣禁止業務である建設業務に労働者を派遣し、その報酬合計約2,050万円を、他人名義の口座に振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。(平成25年10月 静岡県警察)

【事例7】暴力団構成員が売春による犯罪収益を収受していた事例

(売春防止法違反事件に係る犯罪収益等収受)

六代目山口組傘下組織幹部の男らは、売春の収益であることを知りながら、

売春組織から合計約1,600万円を、自己の口座に振込入金させるなどして受け取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙された。
（平成25年5月 福岡県警察・大分県警察）

エ 評価

暴力団を始めとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠の行為と言える。

よって、反社会的勢力との取引にあっては、マネー・ローンダリングのリスクが高いと認められる。

反社会的勢力との取引がマネー・ローンダリングに悪用されるリスクの低減を図るため、当局による指導・監督や業界・事業者の取組の強化が行われているところであり、これらを通じて反社会的勢力との関係遮断及びマネー・ローンダリング防止のための対応が取られている。

(2) 非居住者

ア 現状

外国に留まったまま郵便やインターネットを通じて取引を行う非居住者は、常に非対面により取引を行うことから、匿名性が高く、本人確認書類の偽変造により、本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことが容易である。また、顧客が非居住者の場合、継続的な取引において、既に確認した事項について当該顧客がこれを偽っている疑いが生じた際やマネー・ローンダリング等に悪用されている疑いが生じた際に、当該顧客に対して、改めて本人特定事項を確認するとき等に継続的な顧客管理措置として事業者が取り得る手段が、居住者に比べて、制限されてしまう。

なお、FATFは、新「40の勧告」の解釈ノートにおいて、「顧客が非居住者である」ことをマネー・ローンダリング等のリスクを高める要因として挙げている。

イ 評価

外国に留まったまま郵便やインターネットを通じて取引を行う非居住者は、非対面取引を前提としており、匿名性が高く、本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことが容易であるとともに、居住者に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されてしまうことから、非居住者との取引にあっては、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと認められる。

非居住者との取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法においては、本人特定事項の確認等を定めている。また、金融庁が策定している監督指針においても、顧客の属性等を含む当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等の適切な検討・判断が行われる態勢の整備を求めている。

(3) 外国の重要な公的地位を有する者

ア 現状

外国のPEPs（国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局者等の重要な公的地位を有する者）について、FATFは、事業者に対し、顧客がPEPsに該当するか否かを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な

顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成25年1月には、PEPsに関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場故にマネー・ローンダリング等や、公金横領や収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々のPEPsの事情に関わらず常にリスクの高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、グローバル化の一層の進展に伴い、もはや地域的な問題ではなく、全ての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象となり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有されるようになり、外国公務員の腐敗及び腐敗行為により得られた犯罪収益の移転に係る対策が国際的にも要請されているところである。このような中、外国公務員贈賄等による不公正な競争が防止されるべきであるとの認識の下、9年（1997年）経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択され、我が国においても、10年、不正競争防止法が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の事例としては、19年に日本企業の現地子会社の社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡していた事例、21年に外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡していた事例及び25年に日本企業の現地子会社の社員が、同社の違法操業を黙認してもらった謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡していた事例が認められる。

イ 評価

外為法や犯罪収益移転防止法は、非居住者に係る取引や外国為替取引について規制を行っているものの、これらは、特に外国の重要な公的地位を有する者との取引を制限するものではない。

一方、FATFは、外国の重要な公的地位を有する者について、母国における社会的地位に基づき高い信用を保持しており、その地位及び影響力から、マネー・ローンダリング等のリスクが高いことを指摘している。

このような国際的要請等を踏まえると、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと認められる。

(4) 実質的支配者が不透明な法人

ア 現状

株式会社その他の法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であることから、自然人が有する財産を法人の財産とすることで、財産の帰属主体を変更することが可能である。

また、法人については、その財産に対する権利・支配関係が複雑で、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには、債権者がいるなど、会社財産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利を有することになる。

よって、財産を法人へ流入させれば、法人に特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属を複雑にし、財産の真の帰属を容易に偽装することができる。

さらに、法人の事業名目で、多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

このような法人の特性を悪用し、マネー・ローンダリング等を企図する者は、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影

響力が及ぶ第三者を当てるなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にした上で、実質的には法人及びその財産を支配したりして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

このような状況を踏まえ、法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止する観点からは、資金の追跡可能性を確保するため、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性を確保することが重要である。

犯罪収益移転防止法では、平成 23 年の改正において、株式会社等の資本多数決原則をとる法人については議決権の 4 分の 1 超を有する者、それ以外の法人については代表する者を実質的支配者として、特定事業者に対し、法人顧客の実質的支配者に関する本人特定事項の確認を義務付けたところである。しかし、実質的支配者について自然人まで遡ることまでは義務付けていない。

一方、FATF は、

顧客が法人である場合には常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行わなければならないこと

法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を入手又は当該情報にアクセスできること

事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること
を求めている。

このほか、我が国においては、法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所を提供するサービスを行っている、以下のような事業者が存在する。

郵便物受取サービス業者

自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行う。

電話受付代行業者

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する業務を行う。

電話転送サービス事業者

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う。

これらの事業者のサービスを悪用することにより、法人等が実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示し、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作出することができ、実態のない法人を設立・維持することも可能となる。

犯罪収益移転防止法では、上記 3 事業者に対して、役務提供契約の締結に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

イ 事例

法人がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、詐欺による犯

罪収益を実質的支配者が不透明な法人名義の口座に隠匿していた事例等が認められる。

【事例 8】競馬情報料名下の詐欺事件に係る犯罪収益を実質的支配者が不透明な法人名義の口座に隠匿していた事例

(競馬情報料名下の詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿)

無職の男らは、会社設立ブローカーに依頼して、前提犯罪である詐欺事件とは無関係の第三者を代表取締役とする株式会社を設立し、同法人名義の口座に、前後42回にわたり、競馬情報詐欺事件に係る犯罪収益合計約1,282万円を振り込ませたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成23年9月 警視庁)

ウ 評価

法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産の真の帰属を容易に偽装することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、資金の追跡可能性を困難にする。

これに対して、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法に基づき、法人顧客の実質的支配者に関する本人特定事項の確認を行っているところ、自然人まで遡ることまでは義務付けられていないため、その財産の帰属主体が不透明となる場合がある。

実際にも、詐欺による犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例が認められることなどから、実質的支配者が不透明な法人との取引は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと認められる。

(5) 写真付きでない身分証明書をを用いる顧客

ア 現状

犯罪収益移転防止法に定める取引時確認につき、規則第6条は、本人確認書類について定めており、運転免許証、旅券等の被証明者の写真が付いている証明書(以下「写真付き証明書」という。)のほか、健康保険証、印鑑登録証明書等の被証明者の写真が付いていない証明書(以下「写真なし証明書」という。)も本人確認書類として認められているところである。

本人確認書類の被証明者と当該書類を提示した人物が同一であることを確認する場合、写真付き証明書であれば、対面での取引において、被証明者の写真を当該人物の容ぼうと比較することにより、その同一性を確認できる。

他方、健康保険証等の写真なし証明書は、被証明者にのみ交付される書類である点において、その同一性の担保となるものの、写真付き証明書と比べて、持参した人物と被証明者の同一性を確認する能力において劣ることは事実であり、取引時確認が必要な取引に際して、当該人物が他人になりすますことを看破できないおそれがある。

なお、FATFの第3次相互審査においては、我が国で許容されている本人確認書類はマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性を有しているとの指摘がなされている。

イ 事例

写真なし証明書が悪用された事例としては、不正に取得した他人名義の国

民健康保険被保険者証を用いて、他人になりすまし、銀行から預金通帳等をだまし取った事例、他人名義の印鑑登録証明書を郵便物受取サービス業者に本人確認書類として提示し、他人になりすまして、郵便物受取サービスの契約を締結していた事例等が認められる。

このように不正に入手又は契約締結された口座や郵便物受取サービスが、振り込め詐欺等の特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪収益の受け皿として悪用され、これにより、マネー・ローンダリングが行われている実態が認められる。

ウ 評価

写真なし証明書は、運転免許証、旅券等の写真付き証明書と比べて、本人確認書類の被証明者と提示した顧客等の同一性を確認する能力が劣るため、マネー・ローンダリング等を企図する者が、他人名義の写真なし証明書を不正に入手し、他人になりすまして取引を行う場合、取引時確認によりこれを看破することが容易ではない。したがって、写真なし証明書は、本人確認書類の質の面においてマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性が認められる。

実際にも、不正に取得した他人名義の写真なし証明書を悪用し、他人になりすまして取引が行われた事例が認められることなどから、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書を用了取引と比べて、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと認められる。

3 国・地域に着目したリスク評価

(1) 現状

FATF は、マネー・ローンダリング等対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域を特定し、FATF 声明として 4 か月ごとに公表し、当該国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請している。

特に、イラン及び北朝鮮については、それぞれ平成21年2月及び23年2月から継続して、当該国・地域から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等に係るリスクから国際金融システムを保護するため、すべての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

また、26年10月24日付けの FATF 声明では、イラン及び北朝鮮のほか、4 か国^{*1} を特定し、当該国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請している。

これを受けて、所管行政庁を通じて、特定事業者に対して FATF 声明について周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たっては、国籍（例：FATF が公表するマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域）等に照らした取引金額・回数等の取引形態が十分考慮されているかという監督上の着眼点が規定されている。

犯罪収益移転防止法では、イラン及び北朝鮮を犯罪による収益の移転防止に

*1 http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_260729.htm 参照。なお、FATF 声明は、4 か月に 1 回開催される FATF 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名にあっては、その都度、変わり得る。

関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定国等に居住し又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引について、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

(2) 評価

外国との取引にあっては、前述のとおり、マネー・ロンダリング等のリスクがあると認められるところ、FATF 声明を踏まえ、イラン及び北朝鮮との取引は、マネー・ロンダリング等のリスクが特に高いと認められる。また、その他の4か国との取引にあっては、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、マネー・ロンダリング等のリスクがある外国との取引の中でも、リスクが高いと認められる。

このようなリスクに対処するために、犯罪収益移転防止法では、特定事業者に対して、特定国等が関係する取引の場合は、厳格な取引時確認を行うことを求めるとともに、所管行政庁においても、マネー・ロンダリング等に悪用されることがないように監督措置を実施している。

4 商品・サービスの属性に着目したリスク評価

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

ア 預金取扱金融機関の概要

平成26年3月末現在、銀行等の預金取扱金融機関は1432機関^{*1}存在している。そのうち銀行の預金残高^{*2}については、25年3月末現在で640兆8,863億円となっている。

預金取扱金融機関が取り扱う業務は非常に広範に及んでおり、その固有業務^{*3}である預金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等、幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受に係る業務、信託併営業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関は、その規模や活動範囲において千差万別であり、監督官庁である金融庁等においては、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループはいずれも、日本全国に支店を有するとともに、グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions：G-SIFIs）に選定され、かつ国際展開も推し進めている。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域・地方を営業の中心としつつ、多地域展開を図っている銀行も存する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

イ 疑わしい取引の届出

*1 銀行（141行。外国銀行支店を除く）、協同組織金融機関（信用金庫（267金庫）、信用組合（155組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合等（856組合））の合計。

*2 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」（対象は117行のみ）を参照。

*3 銀行法第10条各号に定める業務をいう。

平成23年から25年までの間の預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は100万2,558件で、全届出件数の95.4%を占めている。

主な届出理由は、以下のとおりである。

職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（15万5,153件、15.5%）

多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合（15万845件、15.1%）

暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（10万3,967件、10.4%）

経済的合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引（6万9,721件、7.0%）

多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合（5万7,804件、5.8%）

多額の入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）が頻繁に行われる口座に係る取引（4万7,455件、4.7%）

多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当にもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引（4万3,998件、4.4%）

経済的合理性のない多額の送金を他国から受ける取引（2万9,795件、3.0%）

通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引（2万6,870件、2.7%）

他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引（2万4,930件、2.5%）

架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（2万1,800件、2.2%）

ウ 預貯金口座

(ア) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関への信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また昨今は、店頭へ赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引したりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方で、このような特性は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとっては、犯罪収益の保管及び移転について確実性や簡便性を高めることとなり、その收受、隠匿のための有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法では、預金取扱金融機関に対して、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律では、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることそ

他の事情を勘案して、振り込み詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを求めている。

(イ) 関連犯罪の検挙状況

売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、振り込み詐欺等の特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪収益の受け皿として悪用され、これにより、マネー・ローンダリング等が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に係る犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している（図表1-9参照）。

また、他人に譲渡する目的を秘して預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）やだまし取った預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受けを積極的に適用して検挙を行っており、過去10年間に於ける口座詐欺等の検挙事件数は、図表2-4のとおりである。

図表2-4【口座詐欺等の検挙事件数】

年 区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
口座詐欺	1,365	1,222	1,558	1,602	2,849	3,778	2,288	2,097	2,049	2,016
盗品譲受け	95	148	108	48	81	83	40	41	21	15
合計	1,460	1,370	1,666	1,650	2,930	3,861	2,328	2,138	2,070	2,031

注：警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上した。

(ウ) 事例

口座がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座や不法な譲渡行為により取得した他人名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯等の様々な犯罪収益を収受又は隠匿したものが認められる。

特に、ヤミ金融事犯、わいせつDVD販売事犯等においては、長期間にわたり多数の者から頻繁に振込送金がなされていたり、長期間利用されていなかった口座に、突然、頻繁に振込送金がなされるようになったにもかかわらず、いずれの場合も口座凍結等の利用停止措置が採られることなく、長期間にわたり、犯罪収益の受け皿として悪用されていた状況がうかがわれる。

【事例9】だまし取った口座を悪用して犯罪収益を隠匿していた事例

（偽ブランド品販売事件に係る犯罪収益等隠匿）
 コンピュータプログラマーである中国人の男は、インターネットオークションを利用してサングラスや財布の偽ブランド品を販売した際、購入客から支払われた代金合計約160万円を、変造した身分証明書を用いて架空名義で開設した口座に入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。
 （平成23年2月 神奈川県警察）

【事例10】譲り受けた他人名義の口座に犯罪収益を長期間にわたり振込送金させていた事例

(貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿)

無登録で貸金業を営んでいた男は、顧客から返済金を回収する際、他人から譲り受けた2つの口座に、約2年5か月間にわたり、16人から約430回の振込送金により、合計約994万円を入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。(平成23年3月 熊本県警察)

エ 預金取引

(ア) 現状

預貯金の預入れ又は払戻しに係る取引(以下「預金取引」という。)については、終日営業のコンビニエンスストア等との連携を始めとしたATMの普及等により、預貯金口座の保有者に対して、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に資金を準備又は保管できる高い利便性を提供している。

一方で、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座に係る安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された犯罪収益の払出しや取得した犯罪収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を敢行するおそれがあり、預金取引はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法では、預金取扱金融機関に対して、顧客等と200万円(為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10万円)を超える現金の受払いをする取引に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

(イ) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、犯罪収益の送金を受けた者が、口座から分割して払い出し、親族名義の口座に入金するなどして隠匿していた事例、外国で発生した詐欺事件の犯罪収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装い、払戻しを受けた事例、窃盗や詐欺、薬物犯罪等の犯罪収益を他人名義の口座に預け入れて隠匿していた事例等が認められる。

【事例11】犯罪収益である多額の預金を多数回に分けて払い出した上で、複数の他人名義の口座に預け入れていた事例

(破産会社に対して支払われた火災保険金に係る犯罪収益等隠匿)

裁判所により破産手続開始決定を受けた会社の社長である男は、破産手続開始前に支払われた同社の倉庫火災に対する保険金の一部を、六代目山口組傘下組織幹部である義兄名義の口座に送金して隠した後、これらの犯罪収益の一部である合計4,000万円を40回に分けて払い出した上、親族や知人名義の複数の口座に預け入れていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。(平成23年7月 千葉県警察)

【事例12】外国から送金された犯罪収益を正当な事業収益であるように装い隠匿し、払戻しを受けた事例

(国際的な多額詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿)

松葉会傘下組織幹部及びナイジェリア人の男らは、米国内で発生した詐欺事件の被害金約2,400万円が、国外から日本国内に開設された銀行口座に振り込まれた際、銀行担当者に対し商品の買付代金等と虚偽の説明をし、その後、払戻手続をするに当たり、商品の買付代金等と記載された虚偽の取引明細書を提出するなどして、これらの犯罪収益が正当な事業収益であるように装ったことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成25年5月 新潟県警察・警視庁)

オ 内国為替

(ア) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払いに係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済が可能で、隔地者間の取引に便利であることなどから、身近な決済サービスとして国民一般に利用されている。

一方で、このような特性は、犯罪収益の移転にも有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法では、預金取扱金融機関に対して、金額が10万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴う取引に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

(イ) 事例

内国為替取引にあっては、ATM やインターネットバンキングの普及により、迅速な資金移動が可能で、さらに、他人名義の口座を利用すれば、匿名性も確保できることから、これらを悪用して、マネー・ロンダリング及びその前提となる様々な犯罪が敢行されている。

内国為替取引がマネー・ロンダリングに悪用された事例としては、宅配便を利用した覚醒剤の密売において、遠隔地にいる買受人らからその代金を複数の他人名義の口座へ振り込ませていた事例、ヤミ金融の借受人に対して返済金を他人名義の口座へ継続的に振り込ませていた事例、無許可営業の風俗店が複数の客からのクレジットカードによる支払等を受ける際に他人名義の口座を悪用して振り込ませていた事例等が認められる。

【事例13】 覚醒剤を密売し、購入客からの代金を他人名義の口座に振込入金させていた事例

(広域覚醒剤密売事件に係る薬物犯罪収益等隠匿)

覚醒剤の密売人である双愛会傘下組織周辺者の男は、遠隔地にいる買受人に対して宅配便を利用した覚醒剤の密売を行っていたが、覚醒剤の代金合計約310万円を複数の他人名義の口座に振込入金させていたことから、麻薬特例法違反(薬物犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成25年1月 岡山県警察)

【事例14】ヤミ金融に係る犯罪収益を他人名義の口座に振込入金させていた事例

(貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿)

ヤミ金融業を営んでいた五代目工藤會傘下組織構成員の男らは、借受人からの返済金合計約580万円を、複数の他人名義の口座に約9か月の間振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成25年2月 福岡県警察)

【事例15】無許可営業の風俗店が客からの代金を他人名義の口座に振込入金させていた事例

(風俗店の無許可営業事件に係る犯罪収益等隠匿)

無許可で風俗店(ラウンジ)を経営していた女は、他人に同店のクレジット加盟店契約を結んでもらうため、借名口座を準備し、同口座を客のクレジットカードやツケによる支払いを受ける際の振込先口座として指定して、複数の客から、代金合計約1,400万円を振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成23年10月 大阪府警察)

カ 貸金庫

(ア) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるところ、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書といった重要書類、貴金属といった財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は格納物件そのものの確認はしないため、保管物に関する秘匿性が非常に高い。

一方で、このような特性は、犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法では、預金取扱金融機関に対して、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

(イ) 事例

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、犯罪の発覚を回避するために犯罪収益である現金等を銀行の貸金庫に保管していた事例、偽名を使い多数の銀行と貸金庫の貸与契約を締結して犯罪収益を隠匿していた事例等が認められる。

我が国では、だまし取った約束手形を換金し、その一部の現金を親族が契約した銀行の貸金庫に保管していた事例等が認められ、マネー・ローンダリングを企図する者が、他人名義による貸金庫の貸与契約により、真の利用者を隠匿しつつ、物理的な保管手段として貸金庫を悪用している実態がうかがわれる。

【事例16】詐取した約束手形を換金し預金取扱金融機関の貸金庫に隠匿していた事例

(詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿)

会社役員の男は、企業間の架空取引等によりだまし取った約束手形を現金化し、その犯罪収益の一部である現金約4,000万円を、親族が貸与契約をした銀行の貸金庫に保管していたことなどから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。
(平成25年7月 宮崎県警察)

キ 手形・小切手

(ア) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用とされており、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方で、このような特性は、犯罪収益を収受、隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法では、預金取扱金融機関に対して、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が200万円を超える線引きのない持参人払式小切手^{*1}や自己宛小切手^{*2}の受払いをする取引(現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うもの)等にあつては、10万円を超えるもの)等に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

加えて、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるところ、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、口座開設時の取引時確認義務等を課している。

(イ) 事例

手形又は小切手がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、運搬が容易なため高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された事例、麻薬の密輸・密売の支払手段として悪用された事例等が認められる。

我が国では、ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出し郵送させ、預金取扱金融機関の取り立てにより他人名義の口座に入金させていた事例等が認められ、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益を容易に運搬する手段として、又は犯罪収益を正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がうかが

*1 小切手法第5条第1項第3号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第2項若しくは第3項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法37条第1項に規定する線引がないものをいう。

*2 小切手法第6条第3項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第37条第1項に規定する線引がないものをいう。

われる。

【事例17】ヤミ金融を営む暴力団準構成員が、元利金として借受人が振り出した小切手等を取り立て、他人名義の口座に入金させていた事例

(貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿)

ヤミ金融業を営んでいた六代目山口組傘下組織準構成員の男らは、借受人からの返済として受領した小切手等を、事情を知らない銀行員に取り立てさせ、その現金合計約140万円を複数の他人名義の口座に入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

(平成25年8月 大阪府警察)

ク 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座を始め、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等、様々な商品・サービスを提供している。

一方で、これらの商品・サービスは、それぞれが有する特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々で、取引件数も膨大であり、その中から、マネー・ローンダリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

実際にも、口座、預金取引、為替取引、貸金庫、手形及び小切手を悪用することにより、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例が認められることなどから、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等(「取引形態に着目したリスク評価」、「顧客の属性に着目したリスク評価」及び「国・地域に着目したリスク評価」で取り上げた要素は除いている。以下同じ。)には、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まると認められる。

多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引

短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合

口座名義人や貸金庫の利用者名義が架空又は借名であるとの疑い、口座名義人や貸金庫利用者である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金や貸金庫取引

匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引

多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。

口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又

は取引が休止した口座に係る取引

通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引

口座から現金で払戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む）。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合

多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合

多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合

預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関が取り扱う特定の商品・サービスの提供に際して取引時確認等の義務を課しており、また、金融庁が策定している監督指針においては、預金取扱金融機関に対して係る義務を履行するに当たっての態勢の整備を求めている

*1。

また、各業界団体においても、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。さらに、一般社団法人全国銀行協会では、FATF のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を常時フォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF 相互審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダリング等の防止に係る問題について組織的な対策を進めている。各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、リスクが高いと考えられる取引の洗い出し、リスクが高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

(2) 資金移動サービス

ア 現状

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額が100万円以下のものに限る。）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和の一環として平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければならないが、26年3月末現在の資金移動業者数は35であり、24年度の年間送金件数は約1,038万件、年間取扱金額は約1,886億円に上る。

今後、国際化の進展等により、来日外国人による母国への海外送金など資金移動サービスのニーズがますます高まることが予想される。

*1 取引時確認を的確に実施するための態勢、疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢、取引時確認と疑わしい取引の届出を一体的・一元的に管理するための態勢、海外営業拠点のマネー・ローンダリング等対策を的確に実施するための態勢等の内部管理態勢の構築を求めている。

図表2-5【資金移動業の実績推移】

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間送金件数	216,955	765,431	10,388,222
年間取扱金額(百万円)	14,006	42,388	188,574
登録資金移動業者件数(者)	11	25	32

注：金融庁の資料による。

同サービスには大きく3種類の送金方法があり、依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込み、受取人が別の営業店で現金を受け取るサービス、資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座との間で資金を移動するサービス及び資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられた証書（マネーオーダー）を発行し、証書を持参してきた人に支払を行うサービスがある。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動することができるという利便性を有している一方、法制度や取引システムの異なる外国への犯罪収益の移転を容易にし、追跡可能性を低下させる。

犯罪収益移転防止法では、資金移動業者に対して、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引等を行うに際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

また、資金決済法においては、必要に応じて資金移動業者に対して当局による立入検査や業務改善命令等を行うことができることなどが規定されているほか、資金移動業者の登録拒否要件・取消事由として、「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」が掲げられている。そして、金融庁の事務ガイドラインにおいて、「資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体制の整備」に係る一項目として、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢の構築に当たっての留意点についても示され、これらは登録申請時の審査項目ともされているところであり、マネー・ローンダリング等防止のための当局による指導等が行われる体制となっている。

業界団体である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「決済協」という。）においても、規程の整備や研修の実施等により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、リスクが高いと考えられる取引の洗い出し、リスクが高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は1,087件で、主な届出理由としては、海外送金に際して送金目的や送金原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引に係るもの（392件、36.1%）、短期間に頻繁に行われる取引で現金等による送金額が多額である取引に係るもの（179件、16.5%）となっている。

また、最近では、資金移動業者において、顧客に対して送金目的を確認し

たところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」等という、いわゆるマネーミュール^{*1}の疑いに関する届出が認められる。

ウ 事例

資金移動サービスの導入に当たっては、預金取扱金融機関のみに認められた為替取引をそれ以外の者でも行うことを可能にすることによって、送金手段の多様化による安価・迅速・便利なサービスを利用者に提供できることが期待された。

しかし、これにより、安価な送金手数料で容易に海外送金することが可能となったことなどから、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等に悪用する者が現れるようになった。具体的には、マネーミュールや来日外国人による犯罪収益の海外への送金等の事例が認められる。特に、資金移動サービスを悪用したマネーミュールは、インターネットバンキングの不正送金事案に関連して発生している。いわゆるフィッシング^{*2}や、ID・パスワードを盗み取るウィルスを使う手口により、インターネットバンキング利用者の個人情報盗み取った上で、インターネットバンキングに不正アクセスし、預貯金を別の口座に移し、さらに、資金移動サービスを悪用して、マネーミュールによって海外送金されている状況が認められる。

【事例18】正当な理由がないのに資金移動業者を悪用してロシアに送金を行っていた事例（マネーミュール事犯）

（フィリピン人による犯罪収益移転防止法違反事件）

フィリピン人の男は、外国人向けの求人サイトに登録したところ、英国のコンサルタント会社を名乗る者から運用アシスタントの依頼があり、その業務内容は、男の口座に振り込まれた金額から報酬（5%）を減じた額を資金移動業者を利用してロシア在住の受取人に送金するというものであった。男は、振り込まれた金銭がマネー・ローンダリングに係る資金等であることを認識し、正当な商取引とは言えない取引であるにもかかわらず海外送金を行い、送金額を受け取る際に必要な取扱番号を他人に譲渡したことから、犯罪収益移転防止法違反（為替取引カード等の有償譲渡）で検挙された。

（平成26年1月 愛知県警察）

【事例19】資金移動業者を悪用して地下銀行のプール資金を補填していた事例

（不法在留のインドネシア人による銀行法違反事件）

不法在留のインドネシア人の男は、多数の不法滞在のインドネシア人等の依頼により資金移動業者を利用してインドネシアへ不正に送金していたことから、銀行法違反（無免許営業）で検挙された。男は、自己の身分証明書として正規滞在者である知人の旅券の写しを利用するなどして利用契約を行っていた。

（平成24年11月 静岡県警察）

*1 メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の1つ。

*2 アクセス管理者になりすまし、当該アクセス制御機能に係る識別符合の入力を求める行為。

同被疑者が利用していた資金移動業者は、インドネシア向け送金に係る顧客の会員登録、本人確認、送金依頼の受付等の業務について、他社に業務委託を行っていた。しかし、資金移動業者は、当該委託先からの口頭による報告のみでモニタリングを行い、監査も実施していないなど、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講じていなかったことなどから、資金決済法に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けた。(平成25年1月 関東財務局)

エ 評価

資金移動業を規制する資金決済法では、小額の為替取引を行う者を登録義務の対象としている。その中には、多数の国に送金可能な業者や一見客を取り扱うことからマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを有する業者もあれば、内国為替しか行わない業者や専ら通信販売等での返品・取消等による返金に係る送金のみを取り扱うなど、そのリスクが限定される業者もあり、ビジネススキームは多様である。

また、業者の規模も、東証1部上場の大企業から中小零細企業まで様々であり、業者の行う業務の特性や規模に合ったリスク管理態勢の構築が求められている。

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性及び海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者が存在することを踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の身分証明書を利用して同人になりすますなどして海外に犯罪収益を移転していた事例が認められることなどから、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まるものと認められる。

海外送金に際して送金目的や送金原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

短期間に頻繁に行われる取引で現金等による送金額が多額である取引。

特に敷居値を若干下回る取引

顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引

顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがある取引

資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、資金移動業者に対しては、犯罪収益移転防止法上の義務が課せられているところ、各業者においては、金融庁事務ガイドラインに基づき、当該義務を履行するに当たっての態勢整備に取り組んでいる。

なお、業界の自主規制機関である決済協会の加入率は非常に高く、同協会において自主規制ルールによる業界指導等を進めやすいという特徴もある。

(3) 外貨両替

ア 現状

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要な外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達するために利用されている。

現在、外貨両替を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者は、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を

図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる。

外貨両替は、犯罪により得た金銭を異なる通貨に交換することができるほか、小額紙幣を異なる通貨の高額紙幣に交換することにより、犯罪収益を国境を越えて移動させるなど、多額の犯罪収益を物理的に容易に運搬することが可能となる。

犯罪収益移転防止法では、外貨両替業者に対して、1件当たり200万円相当額を超える取引に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

外為法では、1か月当たりの取引合計額が100万円相当額を超えた外貨両替業者に対して、財務大臣に対する報告義務を課しているほか、財務省では、法令遵守の周知・徹底のため、犯罪収益移転防止法及び外為法に基づき、外貨両替業者に対する立入検査を行っている。

図表2-6【外貨両替業者の取引状況(平成25年8月)】

報告者	報告者数(注3)	取引件数	取引金額(百万円)	1件当たり取引額(千円)
預金取扱金融機関				
メガ銀行	4	320,916	24,108	75.1
地方銀行	95	210,413	13,906	66.1
信用金庫	122	6,749	651	96.5
外国銀行	15	1,419	6,286	4429.5(注4)
その他の預金取扱金融機関(注2)	7	47,004	3,511	74.7
預金取扱金融機関以外				
資金移動業・クレジットカード業	4	198,874	10,985	55.2
旅館業	79	10,721	271	25.3
旅行業	30	5,064	706	139.4
古物商	39	41,673	3,042	73.0
空港関連業	4	164,924	5,651	34.2
大規模小売業	6	478	14	28.8
その他	16	17,028	1,193	70.0
合計	421	1,025,263	70,324	68.5

注1：財務省の資料による。

2：農林中金、信金中金、信用組合、ゆうちょ銀行、その他の銀行。

3：平成25年8月中に、業として100万円相当額超の外貨両替を行った者の数。

4：他の金融機関との間で外貨の調達・買取りを行っている銀行があるため、1件当たりの金額が大きい。

また、外貨両替業者の法令遵守促進のため、財務省では、外貨両替業者向けのパンフレットを作成し、検査マニュアル等とともに財務省のホームページに掲載し、周知している。さらに、外貨両替業者を対象に、検査マニュアルの改正に際し説明会を実施しているほか、取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を求める要請文を財務省・警察庁の連名で送付している。立入検査において犯罪収益移転防止法及び外為法の履行の不備がある場合には、検査の都度、その旨を指摘し、改善を求めることとしている。

これまでのところ、外貨両替業者に対して是正命令を行った例はないが、不適切な方法による取引時確認や疑わしい取引の届出の態勢に不十分な点が見られた場合には、その程度に応じて、行政指導として、文書又は口頭により改善を求めている。

これらの義務等により、外貨両替取引の実態把握及びマネー・ローンダリ

ング等への悪用防止への取組が行われている。

さらに、外貨両替業者の中には、マネー・ローンダリング等対策について自主的な取組を行っている者がおり、外貨両替の取扱量が多い事業者を中心に、取引時確認の基準を法定の敷居値よりも低く設定するほか、マネー・ローンダリング等対策に係るマニュアルの整備、専門部署の設置及び研修・内部監査を実施するなどし、内部管理態勢の確立・強化を図っている。一方で、取扱量が少ない事業者ほど、このような取組が低調となる傾向がみられる。

なお、我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるところ、FATF の第3次相互審査において、この点が不備事項として指摘された。FATF の新「40の勧告」（勧告26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は5,891件で、主な届出理由としては、敷居値以下の両替を繰り返して意図的に本人確認を回避する取引に係るもの（3,063件、52.0%）や多額の現金による両替取引に係るもの（997件、16.9%）となっている。

ウ 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、無登録で外貨両替を営む者が麻薬密輸に係るマネー・ローンダリングに関与していた事例等が認められる。

我が国では、海外で強盗殺人を犯し、これにより得た多額の外国通貨を第三者を利用して日本円に両替していた事例等が認められる。

【事例20】強取した外国通貨を第三者を利用して日本円に両替していた事例

（国外における強盗殺人事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の男は、マカオにおいて同居していた邦人女性を殺害し、同人がマンション購入資金として自宅に保管していた140万香港ドルを強取し、本邦帰国後、情を知らない第三者を利用するなどして、これを数回に分けて、外貨両替業者を通じて、日本円に両替していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。

（平成25年9月 埼玉県警察）

エ 評価

外貨両替は、一般に現金（通貨）による取引で、流動性が高く、その保有や移転に所有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、海外で得た犯罪収益である外貨を情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例が認められることなどから、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、外貨両替がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まると認められる。

多額の現金による取引

短期間のうちに頻繁に行われる取引

取引時確認を意図的に回避していると思料される取引

顧客が自己のために取引しているか否かにつき疑いがある取引

偽造通貨等、盗難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等に係る取引

外貨両替がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局による指導や事業者の自主的な取組を行っている。

(4) 保険

ア 現状

保険契約は、原則として人の生死に関し、一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約すもので、資金の給付がこれらの確率的な要件に限られる。この点は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても商品性は多様であり、保険会社は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多い。

犯罪収益移転防止法では、保険会社に対して、蓄財性が高い保険契約の締結、契約者の変更及び満期保険金・解約返戻金等の支払に際して、又は現金等による200万円を超える受払いをする取引に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

保険業を行うためには、保険業法に基づき、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。同法においては、必要に応じ保険会社に対して、当局による報告命令、立入検査又は業務改善命令等を行うことができると規定されている。そして、保険会社向けの総合的な監督指針や監督方針において、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出義務に関する内部管理態勢の構築に係る留意点も示され、マネー・ローンダリング等防止のための当局による指導等が行われる体制となっている。

業界としても、一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会において、契約内容登録・照会制度等を導入して会員会社における情報共有を図り、契約の引受けや保険金等支払の判断の参考にしているほか、ハンドブックやQ & A等の各種資料を作成して会員会社のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、リスクが高いと考えられる取引の洗い出し、リスクが高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の疑わしい取引の届出件数は5,516件（生命保険4,128件、損害保険1,388件）で、主な届出理由としては、生命保険では、暴

力団員やその関係者に係るものが3,498件(84.7%)、損害保険では、職員の知識、経験等から見て不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係るものが611件(44.0%)、暴力団員やその関係者に係るものが540件(38.9%)となっている。

また、生命保険では、多額の現金による保険料の支払いに着目した届出も一定数存在しており(56件、1.4%)、数千万円の年金保険等の一時払いに際し、頑なに現金による受渡しを希望するものの、その原資が不明であるとして届け出られたもの等が認められる。

ウ 事例

保険がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た犯罪収益を生命保険の購入に充当し、ほどなく同保険契約を解約してマネー・ローンダリングを行った事例等が認められる。

我が国では、前提犯罪で得た犯罪収益がその形態を転化した事例として、売春により得た犯罪収益を蓄財性の高い生命保険の保険料に充当していた事例等が認められる。

【事例21】売春の売上金を生命保険の保険料に充当していた事例

(売春防止法違反事件に係る犯罪収益等收受)

会社役員の男は、ソーブランド経営者の男に建物を提供し、売春により得た犯罪収益を、その情を知りながら家賃名目で自己名義の口座に振り込ませたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等收受)で検挙された。

男は当該犯罪収益が大半の入金を占める当該口座から出金する形で、当該犯罪収益の一部を本人及び子供名義で契約した積立式の生命保険の保険料の支払いに充当していた。
(平成25年4月 岐阜県警察)

エ 評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延の資産とすることができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例が認められることなどから、蓄財性の高い保険商品については、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出や前提犯罪で得た犯罪収益がその形態を転化した実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、保険がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まるものと認められる。

多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引

不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引

保険がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、免許制に基づく当局による指導・監督や業界・事業者の自主的な取組を行っている。

(5) 投資

ア 現状

資金の運用方法には、預金取扱金融機関に預貯金するほか、株式や債券等の投資商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等に係る商品先物取引がある。

我が国における投資対象の取引状況について概観すると、株式に関しては、平成25年中に東京証券取引所で行われた上場株式（市場第一部及び市場第二部）の売買金額は、約643兆7,700億円となっている。

図表2-7【株式売買代金の状況】

(単位：億円)

	平成23年	平成24年	平成25年
東証市場第一部	3,415,875	3,067,023	6,401,938
東証市場第二部	10,445	9,102	35,762
合計	3,426,320	3,076,125	6,437,700

注：東京証券取引所の資料による。

また、商品先物取引に関しては、平成25年中に国内商品市場（東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所）で行われた取引の出来高は約2,721万枚¹で、取引金額は約86兆2,510億円、12月末の証拠金残高は約1,507億円となっている。

図表2-8【商品先物取引（国内商品市場）の状況】

		平成23年	平成24年	平成25年
出来高 (枚)	農産物等	2,847,956	1,812,841	907,341
	鉱物等	31,670,031	25,479,111	26,307,061
取引金額(億円)		988,374	785,554	862,510
証拠金残高(12月末)(億円)		1,457	1,598	1,507

注1：株式会社日本商品清算機構の資料による。

2：出来高の「農産物等」欄は、農産物市場、水産物市場、農産物指数市場及び砂糖市場における出来高の合計であり、「鉱物等」欄は、ゴム市場、貴金属市場、石油市場、中京石油市場及び日経・東工取商品指数市場における出来高の合計である。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれがある反面、うまく運用することができれば預貯金よりも多くのリターンを得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの観点から見ると、投資を行うことによって、多額の資金を様々な商品に変換でき、その資金の出所を不透明にして犯罪収益の追跡を困難にする。

犯罪収益移転防止法では、投資対象となる商品を取り扱う金融商品取引業者及び商品先物取引業者等に対して、口座開設並びに金融商品の取引及び商品市場における取引等に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑

*1 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。

わしい取引の届出義務を課している。

また、金融商品取引業を行うためには、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の登録を、商品先物取引業を行うためには、商品先物取引法に基づき主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可をそれぞれ受ける必要がある。さらに、金融商品取引法及び商品先物取引法においては、必要に応じて、それぞれの取引業者に対して当局による立入検査、報告命令又は業務改善命令等を行うことができる旨規定されている。

そして、金融商品取引業者及び商品先物取引業者等向けの監督指針において、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出義務に関する内部管理態勢の構築に係る留意点も示され、マネー・ローンダリング等防止のための当局による指導等が行われる体制となっている。

なお、日本証券業協会^{*1}及び日本商品先物取引協会^{*2}では、犯罪収益移転防止法等に関するQ & A等を作成し、会員会社のマネー・ローンダリング等対策を支援している。さらに、日本証券業協会では、「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」を作成し、疑わしい取引の届出に対する理解を深めるとともに、届出の実効性を高めるよう努めている。

また、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係るリスクのある取引形態の特定、リスクの高さに応じた顧客管理の厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者にあっては2万129件、商品先物取引業者にあっては61件となっている。主な届出理由としては、両者とも架空名義口座又は借名口座に係るものが多数を占める（金融商品取引業者5,402件（26.8%）、商品先物取引業者35件（62.5%））ほか、金融商品取引業者にあっては、職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係るもの（5,317件、26.5%）となっている。

ウ 事例

投資がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、不正に得た融資金を株式取引に投資していた事例や業務上横領により得た犯罪収益を商品先物取引に投資していた事例等が認められる。

【事例22】不正に得た融資金を株式取引に投資していた事例

（詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

会社役員の男は、経営する会社の財務内容が良好であるかのように装って得た8,000万円の融資金のうち、500万円を情を知らない者らに払い戻させた上、他人名義の証券口座に振り込ませていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯

*1 日本証券業協会は、金融商品取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、自主規制規則の制定など業界の健全な発展及び投資者の保護に取り組んでいる。なお、同協会には、全ての証券会社（平成26年3月末現在で255社）が加盟しているところ、各証券会社は同協会の規則を遵守する義務を負う。

*2 日本商品先物取引協会は、商品先物取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図るため、商品先物取引業務に関して種々の自主規制事業を行っている。なお、同協会には、全ての商品先物取引業者（平成26年7月4日現在で51社）が加入し、各商品先物取引業者は同協会の規則を遵守する義務を負う。

罪収益等隠匿)で検挙された。

男は当該証券口座に振り込ませていた犯罪収益を株式取引に投資していた。

(平成23年1月 愛知県警察)

【事例23】業務上横領により得た犯罪収益を商品先物取引に投資していた事例

(業務上横領事件に係る犯罪収益等隠匿)

経理を担当していた会社員の男は、業務上預かり保管していた会社名義の口座から前後24回にわたって振込入金を繰り返し、合計約6億1,000万円を他人名義の口座に振り込んでいたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

男は当該犯罪収益の全額を商品先物取引に投資していた。

(平成25年5月 千葉県警察)

エ 評価

投資対象としては、様々な商品が存在し、これらを通じて、犯罪収益を様々な権利や商品に変換することができる。また、投資対象の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在することから、投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例が認められることなどから、投資は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、投資がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まるものと認められる。

顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引

不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引

投資がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、登録制又は許可制に基づく当局による指導・監督や業界(自主規制機関)・事業者の自主的な取組を行っている。

また、金融商品取引業者等を通じて行われる投資(有価証券の売買その他の取引等)については、顧客は、原則として自己名義の口座にしか資金移動ができず、第三者宛に資金移動を行うことはできないため、このような特性はマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクをさらに低減させるものといえる。

(6) 不動産

ア 現状

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、実際の価格に上乗せするなどして容易に犯罪収益を移転することが可能である。また、真の購入者とは異なる他人又は架空名義で購入等を行うことにより、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすること

ができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているのは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業者は、平成24年度末現在、約12万2,500存在する。各事業者における事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方、地域密着型の営業を展開している個人経営等の中小事業者が多数を占めている。

犯罪収益移転防止法では、宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

宅地建物取引業法においては、宅地建物取引業を営む者について免許制を採っているほか、その事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引のあった都度、売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者の氏名及び住所等の事項を記載した帳簿を備え付けることなどが定められており、これらにより、業務の適正な運営等が確保されている。

さらに、不動産業界では、「不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」において、各事業者における責任体制の構築に係る申合せや普及啓発用の冊子等を作成・頒布を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する情報共有等の取組を進めている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は16件で、その届出理由としては、多額の現金により宅地又は建物を購入する場合に係るもの（5件、31.3%）、取引の規模、物件の場所、顧客が営む事業の形態等から見て、当該顧客が取引の対象となる宅地又は建物を購入又は売却する合理的な理由が見出せない場合に係るもの（4件、25.0%）となっている。

ウ 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、麻薬密売等の犯罪収益によって住宅が購入され、さらに当該住宅において大麻の栽培や合成麻薬の製造が行われるなど、犯罪収益により購入された不動産が新たな犯罪収益を産み出す拠点として利用されていた事例が認められる。

我が国では、捜査の過程や被疑者の供述等から、売春や詐欺により得た犯罪収益を原資として、他人名義で不動産を購入していたことがうかがわれる事例が把握されている。

エ 評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、実際の価格に上乘せするなどして容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当されていたことがうかがわれるような事例が把握されていることなどから、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出や捜査において把握された事項等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等に

は、不動産がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まるものと認められる。

多額の現金による取引

架空名義又は借名で行われたとの疑いのある取引

不動産がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、免許制に基づく当局による指導・監督や業界の自主的な取組を行っている。

(7) 宝石・貴金属

ア 現状

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界のいずれの地域においても多額の現金等との交換を容易に行うことができるほか、その小さな形状から持ち運びが容易である。また、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

犯罪収益移転防止法では、宝石・貴金属等取扱事業者に対して、現金での代金の支払いが200万円を超える貴金属等の売買契約の締結に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

関係業界団体においても、マネー・ローンダリング等防止の取組を推進するため、関係法令（犯罪収益移転防止法及び古物営業法）上の義務を取りまとめたマニュアルの作成や研修会の開催により、マネー・ローンダリング等対策について事業者への周知徹底を図っている。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は39件で、主な届出理由としては、従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合に係るもの（29件、74.4%）、同一人物による短期間における多数の貴金属等の売却に係るもの（3件、7.7%）、多額の現金による購入に係るもの（3件、7.7%）となっている。

ウ 事例

宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、ダイヤモンドや金が麻薬の密輸・密売の支払手段として利用されていた事例が把握されているなど、宝石及び貴金属が有する換金性・匿名性の高さや運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態が認められる。

我が国では、売春防止法違反等の前提犯罪により得た現金で貴金属等を購入していた事例等が認められる。これらの取引においては、売買契約時において、他人へのなりすましや偽造された身分証明書等の提示により本人特定事項を偽る行為が行われるなど、より一層、匿名性を確保しつつ取引が行われている。

【事例24】 窃取した現金により偽名を用いて金貨を購入していた事例

（窃盗事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の男は、宝石・貴金属等取扱業者に対して、偽名を用いて他人になりす

まし、窃取した現金を使い、金貨、ネックレスを約314万円で購入していたことなどから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。

（平成24年3月 岐阜県警察）

エ 評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界的に流通しており、換金や運搬が容易であるとともに、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高いことなどから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例が認められることなどから、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された実例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まると認められる。

多額の現金による取引

顧客の1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる取引

本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある取引

売却する貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある取引

自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の購入者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引
不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引

宝石・貴金属がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課すとともに、業界の自主的な取組を行っている。

(8) 郵便物受取サービス

ア 現状

郵便物受取サービス業者は、自己の居所若しくは事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客あての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービス事業者が被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法では、郵便物受取サービス業者に対して、役務提供契約の締結に際して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果やその他の事情を勘案して、收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出義務を課している。

イ 疑わしい取引の届出

平成23年から25年までの間の郵便物受取サービス業者による疑わしい取引

の届出件数は133件で、主な届出理由としては、職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる取引に係るもの（19件、14.3%）、顧客等が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引に係るもの（6件、4.5%）となっている。

ウ 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、架空の会社名を使い、当該サービスの役務提供契約を締結し、わいせつDVDの販売代金等が振り替えられた普通為替証書を郵便物受取サービス業者あてに送付させていた事例、架空請求詐欺の被害金を架空名義で契約した郵便物受取サービス業者あてに送付させていた事例、だまし取ったキャッシュカード等を架空名義で契約した郵便物受取サービス業者あてに送付させていた事例等が認められる。

【事例25】犯罪収益である普通為替証書を郵便物受取サービス事業者あてに送付させていた事例

（わいせつ電磁的記録記録媒体頒布事件に係る犯罪収益等隠匿）

通信販売業を営む男らは、わいせつDVDの販売代金等が振り替えられた普通為替証書399通（額面合計約303万円）を、架空の会社名を使い利用契約をした郵便物受取サービス事業者あてに送付させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙された。（平成24年10月 大阪府警察）

エ 評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の受け皿として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者あてに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例が認められることなどから、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う場合等には、郵便物受取サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがより一層高まるものと認められる。

顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引

顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある取引

同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便物受取サービス契約を希望する取引

顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引

顧客あてにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留等での送金があった取引

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法において事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局による指導・監督等を行

っている。

(9) 法律・会計専門家

ア 現状

法律に関する専門的知識を有する専門家として、弁護士、司法書士及び行政書士、会計に関する専門的知識を有する専門家として、公認会計士及び税理士が挙げられる（以下、これらの者をまとめて「法律・会計専門家」という。）。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備える弁護士名簿に登録されなければならない。地方裁判所の管轄区域ごとに設立された弁護士会に所属しなければならない。日弁連には、平成26年4月1日現在、正会員（弁護士、弁護士法人等）外国特別会員（外国法事務弁護士）等の3万5,113の会員が登録されている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。日司連には、26年3月31日現在、司法書士2万1,394名及び司法書士法人522法人が登録されている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、他の法律において制限されていない範囲で、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。日行連には、26年3月31日現在、行政書士4万4,057名及び行政書士法人340法人が登録されている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿に登録されなければならない。日本公認会計士協会には、26年2月末現在、2万6,249名の公認会計士が登録されており、また、金融庁には215の監査法人から届出が提出されている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等につき、代理・代行すること、税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。日税連には、26年3月31日現在、7万4,501名の税理士が登録されており、税理士法人は2,748法人が届出されている。

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を活かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方で、マネー・ローンダリングを企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、社会的信用が高く、取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することを可能にする。

また、FATF等は、銀行等に対するマネー・ローンダリング等に係る規制

が効果的に実施されるに伴い、マネー・ロンダリング等を企図する者は、銀行等を通じたマネー・ロンダリング等に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどし、マネー・ロンダリング等を敢行するようになってきたことを指摘している。

犯罪収益移転防止法では、弁護士を除く法律・会計専門家が行う一定の取引に際して、本人特定事項の確認や確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。

また、弁護士については、犯罪収益移転防止法上、上記措置に相当する措置について、司法書士等の他の法律・会計専門家の例に準じて日弁連の会則で定めることとされている。そこで、日弁連において、会則により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、犯罪収益の移転に利用される疑いのある場合には受任を避けること等の措置を弁護士の義務として定めている。

なお、各専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ロンダリング等防止の取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成及び研修会の開催等を行っている。

イ 事例

法律・会計専門家の事務がマネー・ロンダリングに悪用された事例としては、外国では、犯罪者が法律・会計専門家の口座を資金の保管・転用に利用した事例、法律・会計専門家が会社等の正当な業務を偽装した犯罪収益の移転に利用された事例、法律・会計専門家が犯罪収益を原資とした不動産の購入手続に利用された事例等が認められる。

我が国では、ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実態のない会社を設立し、預金取扱金融機関から法人名義の口座をだまし取り、これを犯罪収益の受け皿として悪用していた事例等が認められる。

このように、我が国においても、マネー・ロンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると偽装するため、法律・会計専門家の事務を利用している実態がある。

【事例26】法人名義の口座を悪用するため多数の会社設立事務の代理を行政書士に依頼していた事例

(大規模な貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿)

無登録で貸金業を営んでいた男らは、資金繰りに窮した中小企業の経営者を対象に違法な高金利で金銭の貸付けを行い、複数の借受人に、返済金合計約3億7,000万円を営業実態のない法人名義の口座に振込入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙された。

これらの口座開設に利用した法人の設立等に関し、定款の作成等を行っていた行政書士は、犯罪収益移転防止法に規定された顧客等の本人確認等の義務を履行していなかったことから、国家公安委員会・警察庁の意見陳述を受けて、広島県知事からは是正命令が発出されるとともに、行政書士法に定められた帳簿を備えていなかったことから同法違反で検挙された。

(平成24年8月 福岡県警察)

ウ 評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際にも、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると偽装するために、法律・会計専門家の事務を利用していた事例が認められることなどから、法律・会計専門家が、以下の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがあると認められる。

宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値や利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であり、実際の価格に上乘せする形でマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがある。さらに、その売買取引に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易にマネー・ローンダリング等が可能となる。

会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にし、多額の財産の移動を事業名目で行うことができるため、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクがある。さらに、法律・会計専門家は、その組織、運営、管理に必要な専門知識を有していることから、法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易にマネー・ローンダリング等が可能となる。

現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

財産の管理又は処分は、その性格上、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクがある。さらに、財産の出所や移転先を隠匿するため、法律・会計専門家の社会的信用等を利用することにより、より容易にマネー・ローンダリング等が可能となる。

法律・会計専門家の事務がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、犯罪収益移転防止法による本人特定事項の確認等及びそれに相当する措置、各専門家ごとに組織する団体等による自主的取組等を行っている。

(10) 信託

ア 現状

信託は、委託者が信託行為によって受託者に対して、金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、資産を様々な形で管理、処分できる制度であり、受託者の専門性を活かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であることなどから、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

このような信託の特性に鑑み、信託業法を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託業について免許制を採用し（管理型信託会社・自己信託会社については登録制）当局による監督の対象としている。また、銀行その他の金融機関が信託業を営む場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき、当局による認可を必要としている。平成26年3月末現在、このような免許・認可等を受けて信託業務を営む者の数は、56社に上っている。

信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義、管理及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数、財産権の性状を転換する機能を有していることから、違法な収益の起源を隠蔽するマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれがある。

犯罪収益移転防止法では、受託者たる特定事業者は、一定の信託を除き、信託に係る契約の締結、信託行為、受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との法律関係の成立に際して、委託者のほか、受益者を顧客に準ずる者として、取引時確認等を行わなければならないこと等を定めている。

金融庁が策定している監督指針においても、マネー・ローンダリング等の防止に向けて、信託会社及び信託兼営金融機関に対して、取引時確認等を適切に実施するための態勢整備を求めている。

信託業法及び金融機関の信託の兼営等に関する法律に基づいて、取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができると規定されている。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、リスクが高いと考えられる取引の洗い出し、リスクが高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理態勢の確立・強化を図っている。

加えて、信託の受託者に対しては、一定の信託を除き、税法上、受益者名を記載した調書を税務当局へ提出する義務が定められている。当該制度は、マネー・ローンダリング等の防止を直接の目的とするものではないが、信託に係る受益者について、一定の範囲で当局が把握することを可能としている。

イ 評価

信託は、委託者から受託者に財産権の名義、管理及び処分権までを移転させるとともに、財産の属性、数、財産権の性状を転換する機能を有している。さらに、信託契約の締結や自己信託等によって効力を発生させることができ、マネー・ローンダリング等を企図する者において、犯罪収益を自己から分離し、犯罪収益との関わりを隠匿できるなど、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得、悪用されるリスクがあると認められる。

信託がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクの低減を図るため、信託業を営む者に対する法規制や当局による指導・監督の実施、事業者の自主的な取組を行っている。

加えて、信託財産から生じる収益や信託受益権の売買代金等に係る資金移動は預金口座を通じて行われるため、このような財産の移転取引については、預金取扱金融機関に対する法規制や当局による監督、業界・事業者の自主的な取組を通じたマネー・ローンダリング等の防止態勢により、二重にリスクの低減措置の対象となっているといえる。

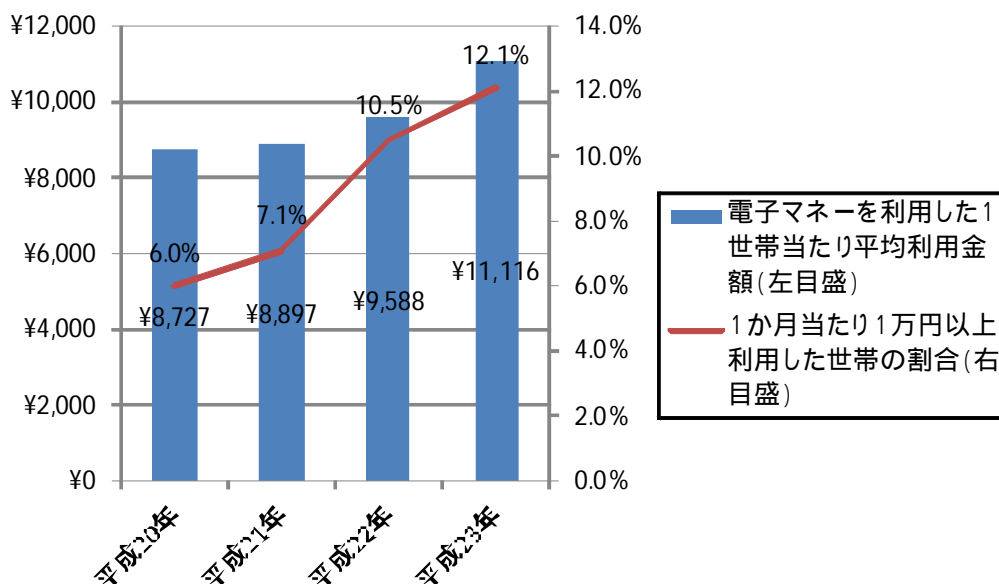
5 新たな技術を利用した取引に関するリスク評価

(1) 電子マネー

ア 現状

我が国における電子マネーを利用した1世帯当たり1か月間の平均利用額^{*1}を見ると、平成20年以降、毎年増加しており、23年には1万1,116円となっている。また、電子マネーを1か月当たり1万円以上利用した世帯の割合を見ると、20年は6.0%のところ、23年には12.1%と倍増しており、我が国において、ここ数年で電子マネーの利用が広がっている状況が見受けられる。

図表2-9【電子マネーを利用した1世帯当たり1か月間の平均利用金額の推移（二人以上の世帯）】



注：総務省の資料による。

我が国におけるいわゆる「電子マネー」としては、資金決済法の規定に基づき発行される「前払式支払手段」に該当するものと、非接触型クレジットカード決済とがある。このうち前者は、予め対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（コンピューター・サーバー等にその価値が記録されるものを含む。）であって、その発行者等からの物品の購入・借受け、役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものであり、主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられている。

前払式支払手段には、発行者への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への登録を、未使用発行残高が一定額以上である自家型前払式支払手段発行者に対しては監督当局への届出を、それぞれ義務付けている。また、各種報告義務や発行保証金の供託義務、加盟店管理（取扱商品が公序良俗に反しないこと等を確保するための措置）、前払式支払手段の払戻しの原則禁止等の規制を定め、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保している。

金銭的価値を電磁的記録等に変換してICチップやネットワーク上のサーバ

*1 統計トピックス 62「電子マネーの利用状況」（平成24年8月20日、総務省）を参照。なお、本調査における電子マネーとは、Edy、Suica、ICOCA、PASMOなどのICカード型、おサイフケータイなどの携帯電話型、WebMoney、BitCash、クオカードなどのプリペイド型等、カード等に現金に相当する貨幣価値を移し替えたものを指し、クレジットカード、デビットカード、ポストペイによる支払やバスカードなどの特定の商品・サービスを購入する際に使用するプリペイドカードによる支払は含まない。

等に保存することができる前払式支払手段は、運搬性に優れているほか、多くの場合、発行時の本人確認については、基本的に氏名・生年月日等の自己申告で足り、本人確認書類等の提示は不要であることから、匿名性が高く、ICカード等の媒体の譲渡が可能である。

他方で、前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、利用者への払戻しが禁止されており、換金性は一般に低いといえる。また、多くの前払式支払手段の発行者において自主的にチャージの上限額を設定し、かつ主に特定の加盟店等における小口決済に使用されている。

イ 事例

我が国では、詐欺により得た電子マネーを他人名義で買取業者に売却した事例や電子マネーを不法に得ていた電子計算機使用詐欺事件において、その後、電子マネーで金券を購入し、これを換金して得た現金を、その情を知って受け取った者が、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙された事例が認められる。

ウ 評価

電子マネーは、その態様や使用方法は多様であるものの、一般的に前払式支払手段に該当するものについては、運搬性に優れ、匿名性が高く、実際にも、マネー・ローンダリングの過程において、電子マネーが利用された事例が存在する。

我が国においては、資金決済法に基づき、原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されていることから、仮に犯罪収益が前払式支払手段に該当する電子マネーに転換されたとしても、換金は限定的であるといえる。また、多くの発行者においてチャージの上限額を設定していることや特定の加盟店等のみにおいて使用可能とされているという利用状況にある。

このような状況を踏まえると、現段階において、電子マネーのリスクの評価は困難であり、引き続き、我が国における利用実態等を注視していく必要がある。

(2) ビットコイン等

ビットコインは、取引の対価として利用され得るものであるが、強制通用力は有さず、通貨には該当しない。また、特定の発行体は存在せず、各国政府や中央銀行による信用の裏付けもない等の特徴を有するものとされている。

一方、ビットコインは、その移転が迅速かつ容易である上、利用者の匿名性が高いことから、世界的にマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが指摘されている。

現在のところ、我が国におけるビットコインの使用実態等は明らかでないが、今後、国際的な規制の方向性を注視しつつ、関係省庁において連携して情報収集を行い、必要があれば対応を検討していくこととなる。

第3 リスクを低下させる要因

1 趣旨

第2において、マネー・ローンダリング等のリスクを高める要因について、分析を行ったところであるが、他方、各種取引や商品・サービスの中には、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが低い又は著しく低いものが存在する。

2 リスクを低下させる要因

各種取引や商品・サービスについて、顧客や取引の属性、決済方法、法制度等の観点から、以下に示すような要因が含まれる取引にあっては、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが低下すると考えられる。

資金の原資が明らかな取引

資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

国又は地方公共団体を顧客等とする取引

国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、法令等に基づき行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

法令等により顧客等が限定されている取引

法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ロンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引

取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要な取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難である。

会社等の事業実態を仮装することが困難な取引

法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作ることができることがあるため、マネー・ロンダリング等に悪用されるリスクがあるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ロンダリング等に悪用することも困難である。

蓄財性がない又は低い取引

蓄財性がない又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ロンダリング等の観点から非効率である。

取引金額が規制の敷居値を下回る取引

取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ロンダリング等の観点から非効率である。FATF 勧告に沿った形で敷居値が設けられている取引において、それを下回る取引にあっては、マネー・ロンダリング等のリスクが低いとされている。

なお、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、マネー・ロンダリング等のリスクは高くなる。

顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

法令等により顧客等の本人性が確認されている取引、業を所管する法令等により国から認可等がなされている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されている。

3 規則第4条に定める取引の評価

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条を受けた規則第4条に定める取引は、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないものとして特定取引から除外され、取引時確認等の必要がない取引とされている。

以下では、規則第4条に定められた各取引について、上述したリスクを低下させる要因の該当性等を検討し、当該取引のリスクを評価した。

評価に当たっては、リスクを低下させる要因 から のいずれかに該当する取引は、マネー・ロンダリング等に悪用することが困難又は非効率な取引であることから、マネー・ロンダリング等に悪用されるリスクが著しく低いと評価し、リスクを低下させる要因 のみに該当する取引は、資金に関する事後追跡の可能

性が担保されていることから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが低いと評価することとした。

(1) 金銭信託における特定の取引（規則第4条第1項第1号）

規則第4条第1項第1号に定める各取引（イ：金融商品取引業者等との顧客分別金信託等^{*1}、ロ及びニ：金融商品取引業者等との商品顧客区分管理信託等^{*2}、ハ：金融商品取引業者等との顧客区分管理信託等^{*3}、ホ：前払式支払手段発行者との発行保証金信託等^{*4}、ヘ：資金移動業者との履行保証金信託等^{*5}、ト：商品先物取引業者との預かり資産保全のための信託等^{*6}）は、リスクを低下させる要因、及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(2) 保険契約の締結等（規則第4条第1項第2号）

規則第4条第1項第2号に定める各取引（イ：保険料の積立の払戻しがない年金、保険等の契約、ロ：払戻総額が保険料支払総額の8割未満の保険契約）は、リスクを低下させる要因に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(3) 満期保険金等の支払（規則第4条第1項第3号）

ア 年金、保険等の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号イに定める保険料の積立の払戻しがない年金、保険等や払戻総額が保険料支払総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払は、リスクを低下させる要因に該当することから、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクは著しく低いと認められる。

イ 適格退職年金契約、団体扱い保険等の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険^{*7}等の満期保険金等の支払は、リスクを低下させる要因、及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(4) 有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第4条第1項第4号）
規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等^{*8}において行わ

*1 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第43条の2第2項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成18年法律第108号）第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*2 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第142条の5第1項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する商品顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立等をいう。

*3 金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2第1項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*4 資金決済法第16条第1項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*5 資金決済法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*6 商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第98条第1項第1号及び第98条の3第1項第1号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*7 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

*8 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

- れる有価証券の売買等は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
- (5) 日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第4条第1項第5号）
規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
- (6) 金銭貸付け等における特定の取引（規則第4条第1項第6号）
ア 日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借
規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
イ 保険料の積立の払戻しがない年金、保険等に基づく貸付等
規則第4条第1項第6号ロに定める保険料の積立の払戻しがない年金、保険等に基づく貸付契約は、リスクを低下させる要因 、 、 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
ウ 個別クレジット
規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット^{*1}等は、リスクを低下させる要因 に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは低いと認められる。
- (7) 現金取引等における特定の取引（規則第4条第1項第7号）
ア 無記名の公社債を担保に供する行為
規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
イ 国又は地方公共団体への金品の納付又は納入
規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入は、リスクを低下させる要因 に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは低いと認められる。
ウ 預貯金の受払を目的とした為替取引等
規則第4条第1項第7号ハに定める預貯金の受払を目的とした200万円以下の為替取引等は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
エ 取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払い
規則第4条第1項第7号ニに定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者により、支払を行う者の、特定事業者の例に準じた取引時確認等がなされた取引は、リスクを低下させる要因 及び に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。
- (8) 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第4条第1

*1 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あつせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額を交付し、その後購入者等があつせん業者に対し当該額を一定の方法により支払っていく取引形態である。また、個別クレジットの一類型である提携ローンには、金融機関と販売業者等が提携し、販売契約又は役務提供契約のための資金提供のためのローンや、購入者からの申込みを受けた個別クレジット業者が審査・承諾し、個別クレジット業者による保証を条件に金融機関が当該購入者等に対して資金を貸し付けるローンがある。

項第8号)

規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づくいわゆる特別口座^{*1}の開設は、リスクを低下させる要因及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(9) スイフト(SWIFT)を通して行われる取引(規則第4条第1項第9号)

規則第4条第1項第9号に定めるスイフト(SWIFT)を介して確認又は決済の指示を行う取引^{*2}は、リスクを低下させる要因及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(10) ファイナンスリース契約における特定の取引(規則第4条第1項第10号)

規則第4条第1項第10号に定める賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引は、リスクを低下させる要因に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(11) 現金以外の支払方法による貴金属等の売買(規則第4条第1項第11号)

規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引は、リスクを低下させる要因に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは低いと認められる。

(12) 電話受付代行業者との特定の契約(規則第4条第1項第12号)

規則第4条第1項第12号に定める各取引(イ:電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ:コールセンター業務等^{*3}の契約)は、リスクを低下させる要因に該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(13) 国等を顧客とする取引等(規則第4条第1項第13号)

ア 国等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、リスクを低下させる要因、及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

イ 破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、リスクを低下させる要因、及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは著しく低いと認められる。

(14) 司法書士等の受任行為の代理等における特定の取引(規則第4条第2項)

ア 任意後見契約の締結

*1 株式の発行会社が株主等の口座を知ることができない場合等に、当該発行会社が信託銀行等に開設する口座をいう。

*2 特定通信手段(特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「外国特定事業者」という。)の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。)を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件(平成20年金融庁告示第11号)により、スイフト(SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)が指定されている。

*3 電話(ファクシミリ装置による通信を含む。)を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務をいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問い合わせ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

規則第4条第2項第1号に定める司法書士等が特定受任行為の代理等^{*1}を行うことを内容とする契約の締結のうち任意後見契約の締結は、リスクを低下させる要因及びに該当することから、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクは著しく低いと認められる。

イ 国等が法令上の権限に基づき行う取引等

規則第4条第2項第2号に定める司法書士等が特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、リスクを低下させる要因、及び又はに該当することから、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクは著しく低いと認められる。

*1 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。